

令和4年3月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(行ウ)第57号 設楽ダム公金支出差止等請求事件

口頭弁論終結日 令和3年12月16日

判 決

5 原 告 別紙原告目録記載のとおり

原告ら訴訟代理人	在 間 正 史
	原 田 彰 好
	樽 井 直 樹
	白 川 秀 之
	濱 篠 将 周
	伊 東 正 裕
	都 築 さ や か
	籠 橋 隆 明

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

15 被 告 愛 知 県 知 事

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

被 告	愛知県公営企業管理者企業庁長
	飯 田 靖
被 告ら訴訟代理人	後 藤 武 夫
被 告ら訴訟復代理人	鈴 木 智 洋
	木 河 賢 二

被告愛知県知事指定代理人 別紙指定代理人目録(1)記載のとおり

被告愛知県公営企業管理者企業庁長指定代理人

別紙指定代理人目録(2)記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、被告愛知県知事が設楽ダムの水道用水に係るダム使用権の設定の申請を取り下げないことが違法であるとの確認を求める部分を却下する。
- 2 原告らのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求の趣旨及び理由

- 1 被告愛知県知事が設楽ダムの水道用水に係るダム使用権の設定の申請を取り下げないことが違法であることを確認する。
- 2 被告愛知県公営企業管理者企業庁長は、設楽ダムの建設費負担金のうちの水道用水に係る負担金の支出をしてはならない。

#### 第2 事案の概要

15

20

25

本件は、被告愛知県知事（以下「被告知事」という。）が豊川用水から水の供給を受けている愛知県内の地域の水道用水に係るダム使用権の設定の申請（以下「本件設定申請」という。）をし、国土交通大臣が愛知県北設楽郡設楽町に建設を計画している多目的ダムである設楽ダムについて、愛知県の住民である原告らが、上記の水道用水の需要が当初の予測よりも少なく、設楽ダムから水道用水の供給を受けなくとも水道用水を安定的に供給することが可能であることなどが判明したことから、被告知事は本件設定申請を取り下げるべきであり、また、愛知県が上記ダム使用権の設定予定者として負担する設楽ダムの建設費負担金（以下「本件負担金」という。）を支出することは財務会計法規上違法であるなどと主張して、①愛知県の執行機関である被告知事を相手方として、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、本件設定申請を取り下げることが違法であるとの確認を求めるとともに、②愛知県公営企業の管理者である被告愛知県公営企業管理者企業庁長（以下「被告企業庁長」という。）を相手方として、同項1号に基づき、本件負担金の支出の差止めを求める住民訴訟であ

る。

## 1 関係法令の定め

関係法令の定めは、別紙「関係法令の定め」のとおりである。なお、同別紙中で定義した略語は、以下の本文においても同様に用いるものとする。

## 5 2 前提事実（争いのない事実及び証拠（枝番があるものは明記しない限り各枝番を含む。以下同じ。）等により容易に認められる事実）

### 10 (1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも愛知県内に居住する者である（ただし、原告篠原正之については居住の有無について争いがある。）。

イ 被告知事は、愛知県の執行機関である。

ウ 被告企業庁長は、地方公営企業法2条1項1号及び愛知県公営企業の設置等に関する条例1条に基づいて設置された愛知県公営企業（愛知県企業庁）の管理者（同法7条）であり、同法8条1項及び9条11号により、本件負担金の支出を行う権限を有している。

### 15 (2) 設楽ダム建設事業の概要

ア 設楽ダムは、豊川水系豊川河口から約70km上流の愛知県北設楽郡設楽町にその建設が計画されている。

設楽ダムは、一級河川の管理につき国土交通大臣が行う旨の河川法9条1項の規定により同大臣が自ら新築する特ダム法（特定多目的ダム法）2条1項所定の多目的ダム（同ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道の用に供されるもの等をいう。）である。

イ 豊川水系は、平成2年、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴つて広域的な用水対策を緊急に実施する必要があるとして、水資源開発水系に指定され、設楽ダム建設事業及び豊川総合用水事業を含む「豊川水系における水資源開発基本計画」（以下「第1次計画」という。）が定められた。

25 (乙15)

ウ 愛知県は、国土交通省から第1次計画変更のための調査を依頼され、平成17年頃、豊川用水から水の供給を受けている愛知県東三河地域（以下「豊川用水地域」という。）の水道用水の需給想定調査（以下「本件調査」という。）を行った。その結果、平成27年度の1日最大取水量（当該年度のうち給水量が最大となる日の取水量）を毎秒約4.53m<sup>3</sup>と想定した上で、設楽ダムから水道用水の供給を受けなければ、安定供給可能量（近2／20）（近年の20年間で2番目の規模の渇水時において年間を通じて供給できる水量）は上記想定値を下回るが、設楽ダムから水道用水の供給を受けければ、両者が均衡するとした。（甲4、乙12、18、19）

エ 国土交通大臣は、平成18年2月、本件調査の結果等を踏まえ、第1次計画を全面変更して、「豊川水系における水資源開発基本計画（第2次計画）」（以下「豊川水系フルプラン」という。）を定めた。豊川水系フルプランにおいては、平成27年度の豊川用水地域の水道用水の需要を毎秒約4.5m<sup>3</sup>と見込み、近年の降雨状況等を踏まえ、安定的な水の利用を可能にするため、設楽ダムの建設が必要であるとされた。（乙9）

オ 被告知事は、平成20年1月22日付で、水道用水の新規取水を受けることを目的として、特ダム法15条1項に基づき、設楽ダムの使用権の設定を申請（本件設定申請）した。

国土交通大臣は、設楽ダムの建設に関する基本計画を作成し、同年10月27日、これを告示した。同計画は、建設の目的の一つとして、豊川用水地域の水道用水として毎秒0.179m<sup>3</sup>の新規取水を可能とすることを掲げ、水道用水に係るダム使用権（多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利）の設定予定者を愛知県、その建設費負担金（本件負担金）の額をダムの建設に要する費用の額に1000分の110を乗じて得た額とした上で、建設に要する費用の概算額を2070億円、工期を昭和53年度から平成32年度（令和2年度）までとした（そ

の後、建築に要する費用の概算額や工期が変更された。)。(乙1, 2)

(3) 前回の訴訟の概要

愛知県の住民らは、平成19年4月、名古屋地方裁判所に対し、被告企業  
5 庁長を相手方として、本件負担金の支出の差止めを求める住民訴訟を提起し  
た（同平成19年（行ウ）第32号の一部）が、平成22年6月30日、同  
請求を棄却する旨の判決が言い渡された。

上記住民らは、同判決を不服として控訴した（名古屋高等裁判所平成22  
10 年（行コ）第27号）が、平成25年4月、控訴を棄却する旨の判決が言い  
渡され、これに対し上告及び上告受理の申立てをした（最高裁判所平成25  
年（行ツ）345号、同（行ヒ）362号）が、平成26年5月、上告棄却  
及び上告不受理決定がされた。

(4) 監査請求及び本件訴えの提起

ア　原告らは、平成30年3月14日、同月30日及び同年4月23日付け  
で、愛知県監査委員に対し、設楽ダムから水道用水の供給を受ける必要が  
15 なくなった以上、本件設定申請を取り下げ、本件負担金の納付義務をなく  
す措置を講じなければならないなどと主張して、①本件設定申請の取下げ  
又はそれをしないことの違法確認、②本件負担金の支出差止め、③仮に支  
出された場合には支出を行った職員に対する損害賠償請求、④その他必要  
な措置を求める旨の住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）をした。

愛知県監査委員は、同月23日及び同年5月8日付で、本件監査請求  
20 をいずれも却下した。（甲1, 2）

イ　原告らは、平成30年5月23日、本件訴えを提起した。

3　争点及びこれに関する当事者の主張

本件について、本案前の争点は、①本件訴えは監査請求前置の要件を満たす  
25 か、②原告篠原正之は本件監査請求の時点で愛知県の住民であったか、③特ダ  
ム法所定のダム使用権の設定予定者たる地位が地方自治法237条1項所定

の「財産」に該当するか、④本件負担金の支出の差止めを求める訴えは適法であるか、本案の争点は、⑤本件負担金の支出は財務会計法規上違法であるかであり、これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(1) 本件訴えは監査請求前置の要件を満たすか。(争点1)

5 (被告らの主張)

本件監査請求においては、原告らが財務会計行為である本件負担金の支出についての違法又は不当を主張していないだけでなく、その主張からは、ダム使用権の設定の申請を取り下げないことについても違法又は不当があると直ちに認めることはできず、財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に掲示しているものとは認められないとして、不適法として却下されている。

したがって、本件訴えは、適法な住民監査請求を経ておらず、監査請求前置の要件を満たさず不適法である。

10 (原告らの主張)

被告らの主張は否認又は争う。

15 (2) 原告篠原は本件監査請求の時点では愛知県の住民であったか。(争点2)

(被告らの主張)

上記(1) (被告らの主張)に加えて、原告篠原については、本件監査請求において、愛知県内の各市町村に対し住民登録の有無を照会した結果、愛知県の住民であることが確認できず、不適法として却下されている。

20 したがって、同原告の本件訴えは、適法な住民監査請求を経ておらず、監査請求前置の要件を満たさず不適法である。

(原告らの主張)

被告らの主張は否認する。

本件監査請求に係る監査請求書記載の原告篠原の住所欄の記載は、同原告の本籍地であり、同原告は、昭和47年3月に肩書き住所地の住所に転入している。したがって、同原告は、本件監査請求の時点から愛知県の住民である。

(3) 特ダム法所定のダム使用権の設定予定者たる地位が地方自治法 237 条  
1 項所定の「財産」に該当するか。(争点 3)

(原告らの主張)

ア 特ダム法においては、同法所定のダム使用権の設定予定者となるためには、ダム使用権の設定の申請をし(15条1項)，ダム使用権の設定に関する要件を充足することが必要であり(5条，15条2項)，ダム使用権の設定予定者は、一定の場合を除き、多目的ダムの新築に際して国土交通大臣が作成する基本計画に定められ(4条2項5号)，同大臣は、基本計画を作成したときは、基本計画にダム使用権の設定予定者として定められた者以外の者からの設定の申請を却下することができ(16条1項)，多目的ダムの建設が完了したときは、直ちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならないとされている(17条)。また、同法施行規則には、ダム使用権の設定を受けようとする者が国土交通大臣に対して提出する書面についての定めはある(7条)ものの、その書面を提出した後、ダム使用権の設定予定者がダム使用権の設定を受ける際の審査手続についての定めは何ら置かれていません。そうすると、ダム使用権の設定予定者は、基本計画が作成された時点で、ダム使用権の設定に関する要件を充足しているものと認められ、ダムの建設が完了した時点で何らの行為を要することなくダム使用権が設定される地位を有しているというべきであり、同法16条2項は、事後的な事情の変化の有無を確認するための規定にすぎない。加えて、ダム使用権の設定予定者は、ダム使用権の設定前においても、国土交通大臣の許可を受けて、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供することができ(同法13条)，基本計画変更の際にも、ダム使用権の設定予定者に対する意見聴取の手続も予定されている(同法4条4項)。

以上からすれば、ダム使用権の設定予定者たる地位は、単なる手続上の

地位ではなく、物権とみなされるダム使用権と同視すべきものであって、「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」(地方自治法238条1項4号)として公有財産に当たるから、同法237条1項所定の「財産」に該当する。

イ また、愛知県財務諸表作成基準では、愛知県の財務諸表の資産の部の固定資産には、公有財産のほか、リース資産、ソフトウェア、物品、投資その他の資産が計上されることとなっており、同基準に基づいて作成された貸借対照表の資産の部の「固定資産」の全分類科目から、リース資産、ソフトウェア、物品、投資その他の資産を除いた分類科目の財産は、全て公有財産に該当することになる。そして、愛知県企業庁財務規程についても、計上する品目等において愛知県財務諸表作成基準と異なるところがないから、上記と同様に解釈すべきである。このことを前提として愛知県企業庁財務規程をみると、同規程においては、ダム使用権仮勘定が、資産の部の「固定資産」の「無形固定資産」の「無形固定資産仮勘定」、すなわち、資産の部の「固定資産」の全分類科目からリース資産、ソフトウェア、物品、投資その他の資産を除いた分類科目に区分されているから、ダム使用権仮勘定は、公有財産に該当する。そして、ダム使用権の設定予定者たる地位は、ダム使用権の設定予定者が負担する負担金の支出累積額として、会計上、ダム使用権仮勘定として計上されることになるはずであるから、ダム使用権の設定予定者たる地位は、公有財産に当たり、地方自治法237条1項所定の「財産」に該当する。

ウ 以上より、ダム使用権の設定予定者たる地位は地方自治法237条1項所定の「財産」に該当し、ダム使用権の設定の申請の取下げは同法242条1項所定の「財産の管理」に該当するから、ダム使用権の設定の申請を取り下げないことが違法であることの確認を求める訴えは、適法である。

(被告らの主張)

5

10

15

20

25

ア 特ダム法上、ダム使用権は、国土交通大臣が多目的ダムの建設完了時にダム使用権の設定予定者に対して設定することによって初めて発生するものとされている（17条）。そして、基本計画においてダム使用権の設定予定者として位置付けられていたとしても、同法15条2項各号に掲げられた要件を充足しなくなつた場合には、ダム使用権の設定の申請は却下されるべきものとされ（16条2項）、また、国土交通大臣の許可を受けなければ流水を特定用途に供することもできない（13条）。そうすると、ダム使用権の設定予定者は、将来、ダム使用権の設定を受け得るという手続上の地位を有するにすぎず、その地位は、「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」（地方自治法238条1項4号）には該当せず、同法237条1項所定の「財産」には当たらない。

イ また、愛知県企業庁財務規程は、地方公営企業法10条及び同法施行規則2条に基づき作成されたものであるところ、同条は、地方公営企業に対し、地方公営企業の経済的活動につき、企業関係者が企業の実体を把握し、的確な経営の方針を策定したり、住民に対して企業活動の状況を報告したりするために、その損益及び財産の状態を計算上正確に把握するよう求めるものであって、公有財産の管理体制の確立と責任関係の明確化を目的とする地方自治法238条1項とはその趣旨を異にする。そして、その趣旨の違いを受けて、地方公営企業法上の「資産」は、企業会計上の資産をいうものとされ、現金主義を前提とする地方自治法上の財産の概念よりも広く、前払費用や繰越勘定等も含まれている。そうすると、ダム使用権仮勘定が、愛知県企業庁財務規程で資産の部の「固定資産」の全分類科目からリース資産、ソフトウェア、物品、投資その他の資産を除いた分類科目に区分されているとしても、そのことを理由に、ダム使用権仮勘定が公有財産に該当するものであるとはいえない。

さらに、そもそも、ダム使用権仮勘定が資産に区分されているのは、ダ

ム使用権取得のために支出した金額を、当該ダム施設の建築が完了するまで、会計上、一時的に資産として計上しているにすぎず、ダム使用権の設定予定者たる地位を資産として計上しているわけでもない。

ウ 以上より、ダム使用権の設定予定者たる地位は、地方自治法237条1項所定の「財産」に当たらず、ダム使用権の設定の申請の取下げは同法242条1項所定の「財産の管理」には該当しないから、ダム使用権の設定の申請を取り下げないことが違法であるとの確認を求める訴えは、不適法である。

(4) 本件負担金の支出の差止めを求める訴えは適法であるか。(争点4)

10 (被告らの主張)

原告らは、後記(5)(原告らの主張)のとおり、本件設定申請が取り下げられないことが違法であるとして、被告企業庁長による本件負担金の支出の差止めを求めている。しかし、上記(3)(被告らの主張)のとおり、被告知事が本件設定申請を取り下げないことは、財務会計行為としての「財産の管理」(地方自治法242条1項)には当たらず、その違法確認を求める訴えは不適法であるから、非財務会計行為である本件設定申請が取り下げられないことが違法であるとして、被告企業庁長による本件負担金の支出の差止めを求めることも許されない。したがって、本件負担金の支出の差止めを求める訴えは不適法である。

20 (原告らの主張)

原告らは、飽くまでも、財務会計行為である被告企業庁長による本件負担金の支出の差止めを求める訴えを提起しているのであり、本件設定申請が取り下げられないことが違法であることは、上記訴えに係る請求の請求原因として主張しているにすぎないから、上記訴えが適法であることは明らかである。

25 (5) 本件負担金の支出は財務会計法規上違法であるか。(争点5)

(原告らの主張)

ア 本件設定申請の取下げの権限は形式的には被告知事に属するものであるが、その判断は水道事業に関するものであり、被告企業庁長がその判断を行うための内部組織を有しているから、被告企業庁長は、本件設定申請の取下げについての内部的決定を行う権限を有しているものといえる。また、仮に被告企業庁長が上記権限を有していないかったとしても、本件設定申請の取下げは、被告企業庁長が有する内部組織において主に検討され、被告企業庁長から被告知事に対して要請されるものであり、被告知事としては、被告企業庁長から取下げの要請があった場合には、その要請に一見して重大かつ明白な誤りや違法がない限り、その要請に従って、本件設定申請を取り下げる義務があるというべきである。以上からすれば、被告企業庁長は、被告知事に本件設定申請を取り下げさせることによって建設費負担金の負担を回避することができる権限を有しているものといえ、設楽ダムから水道用水の供給を受ける必要がなくなった場合には、上記権限を行使して本件負担金の支出を回避すべき財務会計法規上の義務を負っているというべきであるから、上記権限を行使せずに漫然と本件負担金を支出することは、財務会計法規に違反する違法な行為である。

また、仮に、被告企業庁長が上記権限を有していないとしても、被告知事が本件設定申請を取り下げないことに裁量権の逸脱又は濫用がある場合には、被告企業庁長の本件負担金の支出も財務会計法規に違反するものと評価すべきである。

イ 愛知県が設楽ダムから水道用水の供給を受ける必要性について、愛知県は、本件調査において、水使用の実態や実績データに基づく詳細な検討を行って、平成27年度の1日平均給水量（1年間の総給水量を年日数で除した水量）を推計し、その数値を前提として、設楽ダムから水道用水の供給を受けなければ水道用水を安定的に供給することができなくなると結

論付け、設楽ダムから水道用水の供給を受ける必要があると判断したのであるから、愛知県が設楽ダムから水道用水の供給を受ける必要があるか否かは、本件調査の内容と平成27年度までの実績値とを対比することによって判断すべきである。

5 豊川用水地域の水道用水需要は、平成16年以降減少し続けており、平成27年度の1日最大給水量(当該年度のうち給水量が最大となる日の給水量)は、1日分に換算すると、本件調査の想定値よりも約7万m<sup>3</sup>少ない約27万m<sup>3</sup>にとどまっている。そして、既存の水資源開発施設からの安定供給可能量(近2／20)である毎秒2.593m<sup>3</sup>を前提に、①水路ロス率(河川等で取水した水が浄水場に到達するまでに発生するロスの割合)を5%，浄送水ロス率(浄水場に到達した水が水道事業者に到達するまでに発生するロスの割合)を平成15年の実績値である1.2%として、自流及び地下水等について平成15年度の実績値である毎秒1.034m<sup>3</sup>を用いて1日分の給水量を計算すると、設楽ダムからの水道用水の供給がない状態でも、1日に約30万m<sup>3</sup>(毎秒2.593m<sup>3</sup>×60秒×60分×24時間×0.95×0.988+毎秒1.034m<sup>3</sup>×60秒×60分×24時間)の水道用水を安定的に供給することが可能であり、②仮に、本件調査で採用されている浄送水ロス率(10%)と自流及び地下水等の供給想定値(毎秒0.97m<sup>3</sup>)を前提としたとしても、1日に約27.5万m<sup>3</sup>(毎秒2.593m<sup>3</sup>×60秒×60分×24時間×0.95×0.9+毎秒0.97m<sup>3</sup>×60秒×60分×24時間)の水道用水を安定的に供給することが可能であるから、本件調査の目標年度である平成27年度時点で、設楽ダムから水道用水の供給を受けなくとも水道用水を安定的に供給することができることが明らかになったというべきである。さらに、被告らは、河川取水施設からの取水量に対する給水量の比率である利用量率につき、水路ロス率を5%，浄送水ロス率を10%として、約0.86(浄水

5

10

15

20

25

場に到達する水量を 100 として、90（水道事業者に到達する水量）÷  
105（河川等からの取水量）= 0.857 とするが、上記①を前提とすれば、利用量率は、約 0.94 ( $1 \times 0.988 \times 0.95 = 0.9386$ ) であり、これは、安全を見込んで設定されている水道施設設計指針の指針値 0.91 ( $100 \div 110 = 0.909$ ) を 0.03 程度上回る程度であり、水道施設設計指針に準拠した合理的・妥当な利用量率であるといえ、被告らの上記利用量率は水道施設設計指針に照らして過大なロス率となっている。また、平成 27 年度の 1 日最大給水量の算出方法についても、本件調査は、平成 6 年～平成 15 年までの直近 10 か年の下位 3 か年平均値により負荷率（1 日最大給水量に対する 1 日平均給水量の比率）を 79.1 % と設定しているが、負荷率は上昇傾向にあり、平成 11 年以降概ね 85 % 前後に達して平成 15 年度の実績値は 85.5 % となっており、その後も 85 % を超える数値で推移し、平成 27 年度も 85.5 % であったのであるから、負荷率を 79.1 % とした想定はそれらの数値とかい離しており、1 日最大給水量が高く想定されている。さらに、豊川水系では、現在、工業用水の一部（牟呂松原頭首工（開発水量毎秒 0.903 m<sup>3</sup>）と大野頭首工の一部（毎秒約 1 m<sup>3</sup>）が使用されておらず、将来使用される見込みもなく、それを水道用水として利用することができるから、水量には相当の余剰がある。被告らは、愛知県田原市にバイオマス発電所等が建設されると報道されていることを指摘するが、同発電所の出力規模（11.2 万 kW と 5 万 kW）は火力発電所としては小規模であるから、それに使用される工業用水は、上記の未使用の工業用水の量と比較すると極めて少量にとどまる。

ウ 豊川用水地域の 1 日最大給水量は、平成 15 年度から平成 27 年度までの間、30 万 m<sup>3</sup> を超えたことはなく、豊川総合用水事業に係る施設が運用され始めた平成 14 年度以降、平成 14, 17, 25, 26 の各年度と令

和元年度に取水制限が行われているが、いずれの年度においても、上水道の供給可能量は当該年度の需要量を上回っており、ダムが枯渇しない供給可能量があったのであるから、これらは、いずれもダム及び調整池の枯渇の可能性が生ずることを予防するために行われた予防的取水制限であり、配水圧の減圧調整がされたのみで断水には至っておらず、愛知県が水道供給事業者として行うべき水道法上の義務は果たされていたというべきである。また、自然物である水を利用する事業である以上、渴水時に、取水制限等の節水のための措置が執られることは当然のことであって、そのような措置が講じられたからといって、安定供給ができていなかつたということにはならない。

そして、厚生労働省健康局が平成25年3月に策定した「新水道ビジョン」（以下「新水道ビジョン」という。）では、日本の人口は減少傾向にあり、それに伴って水需要の減少が見込まれ、2060年には現在よりも4割程度減少すると推計されるため、これからは、給水人口や給水量の減少を前提として、老朽化施設の更新需要に対して様々な施策を講じなければならぬとされ、水需要の減少に応じて老朽化施設の縮小等を図る必要があると示されている。また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（以下「将来人口推計」という。）によれば、豊川用水地域の将来人口は、2015年を100とした場合、2035年には91.0、2045年には84.4になると推計されており、水道用水の需要量も、2015年を100とした場合、2035年には88、2045年には79.2になると推計されているから、豊川用水地域の水道用水需要は今後更に低下することが予想され、実際、豊川用水地域の五つの市（新城市、豊川市、蒲郡市、田原市、豊橋市）の水道事業の経営戦略等をみても、今後、人口減少、生活様式の変化及び家電製品等の節水機能の向上により、水道用水需要が減少することが予想され

ている。彼らが新水道ビジョンにおいて指摘する渇水の影響や安定的な水源の確保の必要性についても、新水道ビジョンは上記のとおりの大幅な人口減少を推計しているのであるから、水需要の大幅な減少を前提として、その下での将来の渇水リスクや安定的な水源の確保を検討すべきものである。

そもそも、地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮することが求められており（地方公営企業法3条）、水道法においても、豊富なだけではなく低廉な水の供給が目的とされている（同法1条参照）のであるから、需要や供給能力の実績値を軽視することは許されない。なお、平成26年3月に行われた設楽ダムについての再評価（以下「本件再評価」という。）は、本件調査が行われた平成15年度時点では入手可能であった実績データ等に基づいて本件調査の内容を再評価したものであるが、同年度以降の実績データが公表されており、これを用いれば平成27年度の需要想定値の妥当性が大きく揺らぐものであったから、本件再評価は検証として必要な精度を欠くものであったといわざるを得ない。

エ 以上より、愛知県が設楽ダムから水道用水の供給を受ける必要がないことは明らかであり、本件設定申請を取り下げて本件負担金の支出を回避すべきであるから、被告企業庁長は、被告知事に本件設定申請を取り下させることによって建設費負担金の負担を回避することができる権限を有しております、それを行使する義務を負っているにもかかわらずそれを行使しないか、そうでなくとも、被告知事が本件設定申請を取り下げないことに裁量権の逸脱又は濫用があるというべきであり、これは、地方公共団体の経費につき目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出してはならない旨を定めた地方財政法4条1項、及び地方公共団体の事務を処理するに当たっては最小の経費で最大の効果を挙げるようすべき旨を規定した地方自治法2条14項の規定に違反するから、被告企業庁長の本

件負担金の支出は違法であって、その支出は差し止められなければならぬ  
い。

(被告らの主張)

ア 被告企業庁長の本件負担金の支出については、上記(4) (被告らの主張)  
のとおり、本件設定申請が取り下げられないことが違法であるとしてその  
差止めを求めるることはできない。被告企業庁長による本件負担金の支出の  
差止めが認められるのは、その支出自体が財務会計法規上違法となる場合  
に限られるというべきであるところ、本件負担金の支出は、国土交通大臣  
の納付通知に基づいて行われ、被告企業庁長は納付通知に基づいて本件負  
担金を支出すべき法的義務を負っているから、その支出が違法となるのは、  
納付通知に重大かつ明白な違法又は瑕疵があり、又は外見上一見して看取  
できる違法又は瑕疵がある場合に限られる。

原告らは、被告企業庁長は、本件設定申請の取下げに関する事務を行う  
内部組織を有しているから、取下げについての内部的決定を行う権限を有  
しているなどと主張するが、本件設定申請の取下げは被告知事の権限に属  
する事項であり、被告企業庁長を始めとする職員は、被告知事の決裁過程  
において内容の妥当性を承認しているにすぎず、飽くまでも、被告知事が  
最終的な意思決定を行っているのであるから、被告企業庁長が内部的決定  
を行う権限を有すると解する余地はない。原告らの主張は、法律上の権限  
の帰属者と実際の事務処理の担当者とを混同するものであり、失当である。

イ そもそも、水は、地域住民らの生活に必要不可欠なものであり、短期間  
であっても渇水を生じさせ、安定的な供給が困難になると、地域住民らに  
極めて大きな不安と不利益を与えることになるから、水を安定的に供給で  
きるよう備えておくことは行政の重大な使命である。そして、水資源施設  
は、その整備に長期間を要するため、将来の需要増加に十分対応するこ  
ができるように見通しを立てて整備を行う必要があり、その予測等に当た

5 っては、渴水等の不測の事態が発生しても水を安定的に供給することができるよう、ある程度の余裕を見込みつつ、水需要及び供給能力等の実績値の変化や傾向だけではなく、将来の人口、経済の状況、現有水源の状況、渴水発生の状況、気候変動の影響による将来の渴水リスク等といった専門的技術的なものを含めて、将来の予測困難な事情をも考慮する必要がある。

10 この点につき、原告らが主張するように、将来的に上水道給水人口が減少すれば、1日最大取水量の試算値が減少する要因の一つとなることは否定しないが、水需要の動向は、人口の増減だけでなく、大規模商業施設、リゾート開発や産業用地の誘致等の要因による社会活動の活発化も想定され、地域全体の水需要が増加することも考えられるのであり、実際の将来の水需要の増減の可能性としては、人口動向以外にも数多くの不確定な要因が影響を及ぼし得るものである。また、水資源開発施設について、その整備に長い期間を要し、急に水需要が増大しても供給を行うことができないという特質を有していることを考慮すると、長期的に安定した水資源を確保するためには、ある程度の不確定要素にも対処し得る水資源計画の検討が必要である。このような観点から、需要量と供給量を比較し、そのバランスの確認を行い、設楽ダムが計画されているのである。本件調査においても、相当の余裕をもって水需要が想定されているのであり、その方法は合理的であるから、平成27年度の1日最大給水量の実績値が本件調査の想定値よりも少なかったとしても、もとよりそのことをもって本件調査の信用性が損なわれるものではない。

20 さらに、豊川用水地域においては、豊川総合用水事業が完了した平成14年以降をみても、合計6回もの渴水による取水制限が実施されており、特に、平成25年の渴水では、55日間の長期にわたって、28%の取水制限がされ、高台での水圧不足、学校のプールの使用中止、福祉施設の入浴上の休止等を余儀なくされたのであり、このような実際の渴水の発生の

みならず、気候変動の影響により、将来の渇水リスクがより高まる可能性もある現状において、豊川流域の地域住民に対して、安定的に水を供給するためには、設楽ダムの建設が不可欠であることは明らかである。

ウ 加えて、1日平均給水量の実績値をみると、平成15年度以降増減を繰り返しているものの、平成18年度から平成27年度までの10年分の実際の1日平均給水量と比較しても、毎年、本件調査の想定値の約9割の需要が発生しており、概ね想定通りの需要が発生しているものといえる。

エ これに対し、原告らは、平成27年度の1日最大給水量が本件調査の想定値よりも少ないことなどを根拠に、愛知県が設楽ダムから水道用水の供給を受ける必要がないことが確定したなどと主張する。

しかし、国土交通省の諮問機関である国土審議会は、今後の水資源政策に関し、気候変動の影響により将来の渇水リスクが高まる可能性があるから、従来の需要主導型の水資源開発からリスク管理型の水資源開発に転換する必要があるとしており、原告らが指摘する新水道ビジョンにおいても、ダム等の水資源開発施設においては、「近年の少雨化や降雨量の大幅な変動によって、渇水の影響を受けるなど、利水の安定性の確保について一定の懸念があることから、安定的な水源の確保に関する取組みも進められています。」とされ、上記の方向性は否定されていないから、需要のみに着目して設楽ダムから水道用水の供給を受ける必要がなくなったとする原告らの主張は理由がない。また、愛知県が本件調査において豊川用水地域の1日最大取水量の算出するに当たって、利用量率として、①浄送水ロス率10%，②水路ロス率5%としたことについても、②は、豊川用水地域においては、独立行政法人水資源機構が管理している豊川の頭首工（取水堰）から一旦豊川用水（幹線水路）に取り入れられた水を水道施設の管理者である愛知県企業庁が取水し、県営浄水場に取り入れ、浄化して水道事業者に供給する仕組みとなっており、上記独立行政法人が作成した「豊川用水

5

10

15

20

施設等に関する施設管理規程」(昭和43年3月8日愛公規程第186号)において水路ロス率を5%として考慮していることから、豊川用水(幹線水路)を流下する段階で発生するロス(水路ロス)を5%としたものであり、①の浄水場から水道事業者に到達するまでの段階で発生するロス(浄送水ロス)についても、水道法5条4項の規定に基づき制定された「水道施設の技術的基準を定める省令」に伴って改訂され、当該技術的基準に関する指針を記載した水道施設設計指針において、計画1日最大給水量に10%程度の安全を見込んで決定することを標準とすると記載されているのである。これは水道施設に関するロス率、すなわち浄送水ロス率を指すものであるから、浄送水ロス率として10%を考慮したことは合理性を有する。したがって、これと異なり、平成27年度の1日最大給水量の算定に当たって水路ロス率5%のほか、浄送水ロス率として平成15年度の実績値である1.2%のみを考慮すべきなどとする原告らの主張は理由がない。さらに、原告らは、豊川水系の工業用水道である牟呂松原頭首工と大野頭首工の水の一部を水道用水として利用することが考えられると主張するが、上記の各頭首工はいずれも工業水道であり、田原市に国内最大級のバイオマス発電所等が建設されるとの報道があることからも明らかのように、社会情勢や経済状況の変化等に伴って、将来的に、工業用水の需要が高まることも考えられるから、これらの水を水道用水として利用することはできない。

オ 以上より、本件負担金に係る国土交通大臣の納付通知に重大かつ明白な違法又は瑕疵があり、又は外見上一見して看取できる違法又は瑕疵があるとは認められないから、被告企業庁長の本件負担金の支出が違法であるとはいえない。

25

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1 (本件訴えは監査請求前置の要件を満たすか。)について

被告らは、本件監査請求において、財務会計行為である本件負担金の支出自体の違法性又は不当性を具体的に摘示しているものとは認められず、不適法として却下されているから、本件訴えは、適法な住民監査請求を経ておらず、監査請求前置の要件を満たさず不適法であると主張する。

しかし、そもそも適法な住民監査請求を経たか否かは、当該住民監査請求の結果によって判断されるものではなく、当該住民監査請求が地方自治法242条1項所定の要件を満たす適法なものであるかによって判断されるべきものであることは明らかである（最高裁平成10年（行ツ）第68号同年12月18日第三小法廷判決・民集52巻9号2039頁）。そして、原告らは、本件監査請求において、設楽ダムから水道用水の供給を受ける必要がなくなった以上、本件設定申請を取り下げ、本件負担金の納付義務をなくす措置を講じなければならないなどとして、本件負担金の支出の差止め等を求めているのである（前提事実(4)ア）から、本件監査請求において、本件負担金の支出自体が違法又は不当となることの理由を明示し、住民監査請求を求めるに足りるだけの違法性の主張をしているものということができる。

したがって、本件監査請求は適法であり、本件訴えは適法な住民監査請求を前置するものである。被告らの上記主張は採用することができない。

## 2 爭点2（原告篠原は愛知県の住民であったか。）について

被告らは、前記1とは別に、原告篠原については、本件監査請求において、愛知県の住民であることが確認できず、不適法として却下されており、同原告の本件訴えは、適法な住民監査請求を経ていないから、監査請求前置の要件を満たさず、不適法であると主張する。

しかし、前記1のとおり、適法な住民監査請求を経たか否かは、当該住民監査請求が地方自治法242条1項所定の要件を満たす適法なものであるかによって判断されるべきものであるところ、甲1号証の2の2によれば、原告篠原は、昭和34年から名古屋市内に居住していることが認められ、本件監査請

求の時点において愛知県の住民であったことが明らかである。

したがって、同原告の訴えは、適法な住民監査請求を前置するものである。

被告らの上記主張は採用することができない。

3 争点3（特ダム法所定のダム使用権の設定予定者たる地位が地方自治法23  
5 7条1項所定の「財産」に該当するか。）について

(1)ア 原告らは、ダム使用権の設定予定者たる地位は、物権とみなされるダム  
10 使用権と同視すべきものであり、「地上権、地役権、鉱業権その他これらに  
準ずる権利」（地方自治法238条1項4号）として「財産」（同法237  
15 条1項）に該当し、ダム使用権の設定の申請の取下げは、その地位を管理  
20 する行為であるから、「財産の管理」（同法242条1項）に該当すると主  
張する。

しかし、同法238条1項は、「公有財産」とは普通地方公共団体の所有  
25 に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう  
旨を規定し、公有財産の範囲を具体的に定めているところ、これは同じ「財  
産」（同法237条1項）の範囲に属する物品、債権及び基金と公有財産との  
区別を明確にし、公有財産の管理体制と責任関係を明確にする趣旨であ  
ると解される。そして、同法238条1項4号は、公有財産として「地上  
権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」を掲げているところ、地上  
権、地役権及び鉱業権は、いずれも用益物権又は用益物権とみなされる  
ものであり、「これらに準ずる権利」はこれらの権利に並列して規定され  
ているから、「その他これらに準ずる権利」とは、法律上確立している用益  
物権又は用益物権に類する性格を有する権利をいうものと解するのが相  
当である。そして、ダム使用権の設定予定者たる地位が「地上権、地役権、  
鉱業権」に該当しないことは明らかであるから、同地位の「財産」該当性  
25 を検討するに当たっては、同地位が、法律上確立している用益物権又は用  
益物権に類する性格を有する権利として、「その他これらに準ずる権利」



に該当するかが問題となる。

ダム使用権の設定予定者は、特ダム法上、ダム使用権の設定を受けるための要件を備える必要があるとされている（5条、15条2項）ものの、多目的ダムの建設完了時に、国土交通大臣からダム使用権の設定を受けることが予定されており（17条）、ダム使用権設定者とは明確に区別されているのであり、国土交通大臣は、一定の事由が存在する場合には、ダム使用権の設定予定者の設定の申請を却下しなければならないとされている（16条2項）から、国土交通大臣の許可を受けて多目的ダムの流水を特定用途に供することができること（13条）や、基本計画変更の際の意見聴取の手続が予定されていること（4条4項）を踏まえても、ダム使用権の設定予定者たる地位は、将来、ダム使用権の設定を受け得るという手続上の地位にとどまるというべきであって、そのようなダム使用権の設定予定者たる地位をもって、法律上確立している用益物権又は用益物権に類する性格を有する権利であると解することはできない。そして、このことは、ダム使用権の設定予定者が、特ダム法7条1項により、多目的ダムの建設に要する費用の負担をするものとされており、ダム使用権の取得のために負担金等を支出していることもって左右されるものとはいえない。

イ したがって、ダム使用権の設定予定者たる地位は、「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」（地方自治法238条1項4号）に当たらず、「財産」（同法237条1項）に該当するものとはいえない。

ウ これに対し、原告らは、ダム使用権の設定予定者は、基本計画が作成された時点で、ダム使用権の設定に関する要件を充足しているものと認められるから、ダムの建設が完了した時点で何らの行為を要することなくダム使用権が設定されることが予定されているというべきであり、また、国土交通大臣の許可を受けて多目的ダムの流水を特定用途に供することができ、基本計画変更の際の意見聴取の手續も予定されているから、その地位

は、単なる手続上の地位を超えて、物権とみなされるダム使用権と同視されるべきであると主張する。

しかし、上記アのとおり、「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」(同法238条1項4号)の「その他これらに準ずる権利」に該当するためには、これが「地上権、地役権、鉱業権」と並列的な関係にあることに照らし、法律上確立している用益物権又は用益物権に類する性格を有する権利をいうものと解されるところ、ダム使用権の設定予定者は、物権とみなされるダム使用権の設定を受けた者とは明確に区別されており(特ダム法17条、20条)、ダム使用権の設定の申請が却下され得ることが法律に明記されている(同法16条2項)。上に、流水の利用についても、国土交通大臣の許可を受けた場合に限って利用が認められるにとどまる(同法13条)から、いまだダム使用権の設定に関する要件を充足し、ダム使用権設定者と同様の地位にあるとはいひ難い。また、ダム使用権の設定の申請に当たって意見聴取の手続が定められているとしても、そのことをもってダム使用権の設定予定者が上記の権利を有することになるものでもない。そうすると、ダム使用権の設定予定者たる地位は、法律上確立している用益物権又は用益物権に類する性格を有する権利とはいひ難く、将来、ダム使用権の設定を受け得るという手続上の地位にすぎないとすべきである。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(2)ア また、原告らは、①愛知県企業庁財務規程において、ダム使用権仮勘定が、資産の部の「固定資産」の全分類科目からリース資産、ソフトウェア、物品、投資その他の資産を除いた分類科目に区分されているところ、愛知県財務諸表作成基準において同分類科目に区分される財産は、公有財産に該当するものと解釈されており、愛知県企業庁財務規程と同様に解すべきであるから、ダム使用権仮勘定は公有財産に該当するものといえる上、②

ダム使用権の設定予定者たる地位は、会計上、ダム使用権仮勘定に計上されことになるから、ダム使用権の設定予定者たる地位は、公有財産に当たり、「財産」（地方自治法237条1項）に該当すると主張する。

しかし、そもそも、同条の「財産」に該当するか否かは、同条及び関係法令の規定に照らして判断されるべきものであり、ダム使用設定予定者が有するダム使用権仮勘定についていかなる財務処理を行っているかによって直ちに決定されるものではなく、また、ダム使用権仮勘定は、ダム使用権の取得のために支出した負担金等を資産として計上するものにすぎず、ダム使用権の設定予定者たる地位を個別の無形固定資産として観念しているものともいえない。この点を描いても、愛知県財務諸表作成基準は、普通地方公共団体の一般会計及び特別会計の財務諸表を作成するために必要な事項を定めたものであり（同基準1条）、「資産とは、過去の取引又は事象の結果として愛知県が支配する資源（括弧内省略）であって、それにより愛知県のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう」（同基準2条5号）とされており、現金等の収入収支という事実に基づく現金主義による経理を原則とするものと解される。これに対し、愛知県企業庁財務規程は、企業庁の財務について必要な事項を定めたものであり（同規程1条）、地方公営企業は、地方公営企業法上、その財政状態を明らかにするため、全ての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない（20条2項）とされていることからすると、債権債務の発生という事実に基づく発生主義による経理を原則としているものであるといえる。そうすると、愛知県企業庁財務規程の「固定資産」は、愛知県財務諸表作成基準の「固定資産」よりも範囲が広いものといえ、ダム使用権という無形固定資産の取得のために支出した負担金等であるダム使用権仮勘定は、愛知県企業庁財務規程では「固定資産」

に区分される（同規定2条3号ロ(ヌ)）ものの、愛知県財務諸表作成基準の「固定資産」には区分されないものといえる。

イ したがって、ダム使用権仮勘定が、愛知県企業庁財務規程において、資産の部の「固定資産」の全分類科目からリース資産、ソフトウェア、物品、投資その他の資産を除いた分類科目に区分されていることをもって、ダム使用権の設定予定者たる地位が地方自治法上の公有財産に該当することになるものではない。原告らの上記主張は採用することができない。

(3) 以上により、ダム使用権の設定予定者たる地位は地方自治法237条1項所定の「財産」には当たらず、そうすると、ダム使用権の設定の申請の取下げは、財務会計行為である同法242条1項所定の「財産の管理」に該当しないから、本件訴えのうち、被告知事が本件設定の申請を取り下げないことが違法であることの確認を求める部分は、不適法である。

4 争点4（本件負担金の支出の差止めを求める訴えは適法であるか。）について

被告らは、被告知事が本件設定申請を取り下げないとの違法確認の訴えが不適法であることを理由として、原告らが、被告知事において本件設定申請を取り下げないことが違法であると主張して、被告企業庁長の本件負担金の支出の差止めを求める請求の訴えは、不適法であると主張する。

しかし、被告企業庁長による本件負担金の支出が住民訴訟の対象となる財務会計行為に該当することは明らかであるところ、上記訴えは被告企業庁長の本件負担金の支出の差止めを求める請求であり、被告知事が本件負担金の拠出を伴う本件設定申請を取り下げないとの違法性は、本件負担金の支出の違法性を基礎付ける事情として主張されているものと位置付けられる。そうすると、被告知事が本件設定申請を取り下げないとの違法確認の訴えが不適法であることをもって、被告企業庁長による本件負担金の支出の差止めを求める上記訴えが不適法となるものではないことは明らかである。

したがって、被告らの上記主張は採用することができない。

## 5 爭点5（本件負担金の支出は財務会計法規上違法であるか。）について

### (1) 本件負担金の支出の違法性に係る判断枠組み

ア 地方自治法242条の2第1項に規定する住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実の予防又は是正を裁判所に請求する権能を住民に与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものである。このような住民訴訟の目的に鑑みれば、普通地方公共団体の住民が同法242条の2第1項1号に基づき当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の行為の差止めを求める求めることはできるのは、当該財務会計上の行為それ自体が財務会計法規上違法と評価される場合に限られるものというべきである。

したがって、ダム使用権の設定予定者が負担する建設費負担金の支出の差止めを求める請求が認められるためには、建設費負担金の支出を行う権限を有する当該地方公共団体の執行機関又は地方公営企業の管理者による当該支出自体が財務会計法規上違法であると評価される必要がある。

イ そこで、多目的ダムの建設費負担金に関する法令の定めをみると、特ダム法は、ダム使用権の設定予定者として負担すべき建設費負担金につき、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定める額を、同大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期限までに納付することとしている（7条、同法施行令9条1項1号）。そうすると、国土交通大臣が上記の建設費負担金について都道府県に対して発する納付通知は、具体的な負担金の納付を命ずる納付命令の性質を有しているもの解される。そして、地方財政法17条の2第1項は、いわゆる国の直轄事業について地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額を国に支出するものと定め

ている。これらの規定からすれば、都道府県が行うべき負担金の納付は、法令に基づいて国土交通大臣が発する納付通知を受けて行われるものであるから、上記アのとおり、建設費負担金の支出を行う権限を有する当該地方公共団体の執行機関又は地方公営企業の管理者の財務会計上の行為を捉えてその支出の差止めを求めることができるのは、これに先行する原因行為である国土交通大臣の発する納付通知に違法事由が存する場合であっても、当該原因行為を前提としてされた当該地方公共団体の執行機関又は地方公営企業の管理者の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解される。そして、特ダム法及び同法施行令等に定める建設費負担金に関する国土交通大臣と普通地方公共団体との権限の配分関係に鑑みると、同大臣が発する建設費負担金に係る納付通知については、普通地方公共団体の執行機関又は地方公営企業の管理者は、納付命令の性質を有する上記納付通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合でない限り、上記納付通知を尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置を執るべき義務があると解するのが相当である。

したがって、普通地方公共団体の執行機関又は地方公営企業の管理者による建設費負担金の支出が財務会計法規上違法となるのは、当該負担金に係る国土交通大臣の納付通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合に限られるというべきである。

ウ もっとも、ダム使用権の設定予定者として国土交通大臣の納付通知により負担すべき建設費負担金は、ダム使用権の設定の申請が前提となるところ、特ダム法12条により、ダム使用権の設定予定者が設定の申請を取り下げたときは、その者が既に納付した建設費負担金を還付するものとされ（ただし、国土交通大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム

使用権の設定予定者が定められるまでその還付を停止することができる。), この規定により還付する建設費負担金の額につき, 同法施行令 14 条は, 1 号において, 次号に掲げる場合以外の場合には, ダム使用権の設定予定者が既に納付した建設費負担金の全額と掲げ, 2 号において, ダム使用権の設定予定者の事業からの撤退により当該事業が縮小され, 又は当該事業に係る基本計画が廃止されたときに当該者に還付する場合には, 当該者が既に納付した建設費負担金の額から当該者について同令 1 条の 2 第 2 項又は 4 項の規定により算出した額を控除した額(当該者が既に納付した建設費負担金が 1 条の 2 第 2 項又は 4 項の規定により算出した額を超えない場合にあっては零)と掲げている。そして, 同令 1 条の 2 第 2 項は, 設定の申請を取り下げたダム使用権の設定予定者が負担すべき建設費負担金の額が同項 1 号に定める額に減額されるものと規定しているから, ダム使用権の設定予定者は, 設定の申請を取り下すことにより, 国土交通大臣から本件負担金の納付通知がされることなくなり, 上記の額まで減額された建築費負担金と既に納付した建設費負担金の多寡に応じて, 前者が多い場合には差額の納付をすることとなり, 後者が多い場合には差額の還付を受けることとなる。

そこで, このダム使用権の設定の申請及びその取下げの権限についてみると, 地方公営企業法 8 条 1 項本文は, 地方公営企業の管理者は, 同項各号に掲げる事項を除くほか, 当該地方公営企業の業務を執行し, 当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表するとし, 同項ただし書は, 法令に特別の定めがある場合はこの限りではないと規定しているところ, 同法 9 条 14 号は, 地方公営企業管理者の担任事務として, 当該地方公営企業に係る行政庁の許可, 認可, 免許その他の处分で政令で定めるものを受けることを掲げているが, 同法施行令 8 条の 3 は, 上記の处分で政令で定めるものは, それらの处分で國の地方支分部局の長又は地方公共団体の長の権

限に属するものとすると規定し、主務大臣の権限に属する許可、認可、免許その他の処分を受けることはその担任事務に含まれていない。これらの規定は、上記の処分については、地方公共団体の経営する企業の管理者にとどまる地方公営企業管理者が地方公共団体を代表して受けすることが適當ではないとして、これを地方公営企業管理者の権限から除外する趣旨であると解されるから、同法8条1項ただし書に規定する上記の法令の特別の定めに当たるものと解するのが相当である。

特ダム法15条1項に基づくダム使用権の設定は、国土交通大臣が行う処分であり、国の地方支分部局の長又は地方公共団体の長が行う処分ではないから、地方公営企業管理者はその設定を受ける権限はなく、その権限は、普通地方公共団体の代表権を有する当該普通地方公共団体の長に属するものといえる（地方自治法147条参照）。さらに、ダム使用権の設定の申請及びその取下げの権限は、その性質上、ダム使用権の設定を受ける権限を有する者に帰属すると解するのが相当であるから、ダム使用権の設定の申請の取下げは、地方公営企業の管理者ではなく、普通地方公共団体の長である都道府県知事の権限に属するものといえる。そして、地方公営企業の管理者は、地方公共団体の長が任命するものとされ（地方公営企業法7条の2第1項），当該管理者は、上記のとおり、同法8条1項各号や法令に特別の定めがある場合を除き、当該地方公営企業の業務を執行する権限を有するものの、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の住民の福祉を確保するために必要があるときなどは、当該管理者に対し、当該地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができる（同法16条）などとされており、地方公営企業の管理者は、同法上、地方公共団体の長の補助機関に位置付けられるものである。

そうすると、地方公営企業の管理者は、ダム使用権の設定の申請の取下げを行う権限を有するものではなく、また、地方公共団体の長との関係に

照らし、設定の申請について是正の権限を有するものではないから、当該管理者による建設費負担金の支出が財務会計法規上違法となるのは、ダム使用権の設定の申請の取下げの権限を有する都道府県知事において、その取下げをしないことが著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合に限られるというべきである。そして、この場合には、設定の申請を前提とする国土交通大臣の納付通知も著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合に当たるというべきである。

エ ところで、被告知事の本件設定申請の取下げの判断については、愛知県は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを究極的な目的とする水道法（同法1条）に基づき、水道用水供給事業（同法3条4項）を営み、その経営する事業を適正かつ能率的に運営し、その事業の基盤の強化に努める責務を負う（同法2条の2第4項）とともに、水道は、その地域の住民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであること（同法2条1項参照）から、地方公共団体として、当該地域の自然的・社会的諸条件に応じて、水道の基盤の強化に関する施策を策定、実施し（同法2条の2第2項）、渇水によって住民の生活に影響が生ずることがないように努める責務を負っているというべきである。そして、ダム使用権の設定の申請はこのような責務を果たすために行われるものであるところ、ダム使用権の設定の申請又はその取下げに係る判断については、法令等で要件や基準が定められておらず、一般に、多目的ダムの建設は計画から完成に至るまでに長期間を要し、長期にわたる水の需要の予測や供給能力の評価等が必要となり、その予測や評価に当たっては、渇水や予測を上回る給水人口の増加等の事態が発生したとしても安定的に水の供給が行えるよう、ある程度の余裕を見込みつつ、水の需要及び供給能力等の実績値の変化や傾向だけ

ではなく、将来の人口、経済の状況、現有水源の状況、渇水の発生状況等といった専門技術的なものも含めて将来の予測困難な事情をも考慮する必要がある。

以上からすれば、被告知事によるダム使用権の設定の申請の取下げの判断は、豊川用水地域における水源確保という重要な施策の中で、上記のような様々な点を考慮して行われるべきものであり、その判断は、被告知事の合理的な裁量に委ねられているものというべきであるから、当該判断が裁量権の行使として行われることを前提として、これが著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するか否かを検討するのが相当である。

オ これに対し、原告らは、本件設定申請の取下げが被告知事の権限に属するものであることを前提としつつ、被告企業庁長の内部組織が取下げに関する実際の業務を担当することなどを理由として、被告企業庁長が本件設定申請の取下げについての内部的決定を行う権限を有しており、仮にそのような権限がないとしても、被告知事は、被告企業庁長から取下げの要請があった場合には、その要請に一見して重大かつ明白な誤りや違法がない限り、その要請に従い、本件設定申請を取り下げる義務があると主張する。

しかし、本件設定申請の取下げが被告知事の権限に属するものであることは前記ウのとおりであり、仮に被告企業庁長の内部組織が本件設定申請の取下げに関する実際の業務を行うことになるとしても、その判断は、最終的には被告知事の権限と責任によって行われるべきものであり、被告企業庁長は本件設定申請の取下げについての権限を有さず、その他、地方公営企業法及びその関係法令に照らしても、被告企業庁長が本件設定申請について是正の権限を有するものとは認められないから、被告企業庁長が原告らの主張するような権限を有するものでないことは明らかである。そして、被告企業庁長がそのような権限を有しない以上、被告企業庁長が被告

知事に対して本件設定申請の取下げを促すことによって間接的に本件設定申請の取下げに係る不作為の違法を是正する可能性があるとしても、本件申請について是正の権限を有することになるものではない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

5 カ そこで、以上の見地から、被告企業庁長による本件負担金の支出が財務会計法規上違法であるかを検討するが、原告らは、国土交通大臣の納付通知に固有の瑕疵がある旨の主張をしていないから、以下では、被告知事がダム使用権の設定の申請を取り下げないことが裁量権の行使として著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するか否かを検討する。

## 10 (2) 認定事実

前提事実に加えて、証拠（主要なものを括弧内に掲記）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 豊川水系に係る豊川総合用水事業の実施及び水資源開発基本計画の策定（第1次計画）等

20 豊川では、古来、洪水に対する治水対策が取られてきたが、昭和44年の台風による洪水被害を契機として、築堤や護岸等の改修工事が実施されるとともに、洪水調節施設の建設等の検討が行われ、昭和53年度から設楽ダムの実施計画調査が着手された。また、国土交通大臣等により、河川法の規定に基づき、平成11年に河川整備方針（豊川水系河川整備基本方針）が策定され、さらに、平成13年に河川整備計画（豊川水系河川整備計画）が策定された。（乙8、10、12）

25 他方、豊川水系においては、戦後の食料増産対策として、昭和24年以降、豊川農業水利事業が行われ、昭和43年、農業用水、水道用水、工業用水を供給する総合開発事業である豊川用水事業が完成した。もっとも、豊川用水が完成した後、豊川用水地域の水需要が増加し続け、昭和52年

以降、給水人口の増加や水洗トイレの普及等の影響により、毎年のように節水を余儀なくされる状況が続いたため、昭和55年度、農林水産省と愛知県企業庁の共同事業として豊川総合用水事業が開始され、同事業は平成14年3月に完成した。同事業の完成により、豊川水系には、既に整備されていたものも含め、宇連ダム（有効貯水容量2842万m<sup>3</sup>）、大島ダム（有効貯水容量1130万m<sup>3</sup>）及び七つの調整池（有効貯水容量の合計は1210万m<sup>3</sup>）が整備された。

また、豊川水系は、平成2年2月、内閣総理大臣により、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴って、広域的な用水対策を緊急に実施する必要があるとして、水資源開発水系に指定され、同年5月、豊川水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき「豊川水系における水資源開発基本計画」（第1次計画）が定められた。第1次計画においては、平成12年度を目途として、需要見通しに対応するための供給の目標を毎秒約5.4m<sup>3</sup>とし、これを達成するために、設楽ダム建設事業及び豊川総合用水事業が掲げられた。（以上につき、乙8～11、14、15）

#### イ 豊川用水地域の水道用水の需要想定調査（本件調査）の実施

愛知県は、平成15年8月、国土交通省から第1次計画変更のための調査を依頼され、豊川用水から水の供給を受けている愛知県東三河地域（豊川用水地域）の水道用水の需給想定調査（本件調査）を行い、平成17年12月、その調査結果の回答をした。

本件調査においては、平成27年度の豊川用水地域の1日最大取水量を算出するに当たり、概略、人口（国立社会保障・人口問題研究所が平成15年12月に発表した市町村別の将来人口の中位推計値）×上水道普及率×1人1日平均有収水量（1人が1日に使用する水量を用途別に推計するなどして算出した値）÷有収率（給水量に占める有収水量（各家庭の末端

で使用される水量のうち水道料金の対象となる水量) の割合であり、1日平均有収水量と1日平均給水量の比でもある。) ÷負荷率(1日最大給水量に対する1日平均給水量の比率) ÷利用量率(取水量に対する給水量の比率) の式によった上で、負荷率につき、給水量の変動として、平成6年から平成15年までの間の負荷率が小さかった年を最も小さかった年から順に3年分抽出し、その平均値(79.1%)を用いることとし、利用量率につき、水資源開発施設から供給される部分について、導水ロス(水路ロス)5%，浄水及び配水ロス(浄送水ロス)10%を前提として算出する一方で、自流や地下水等から供給される部分についてはロスが生じないものとし、全体として、上水道を92.3%，簡易水道を90.0%とそれぞれ設定し、水道用水の需要想定値(1日最大取水量)を毎秒約4.53m<sup>3</sup>(上水道として毎秒4.416m<sup>3</sup>、簡易水道として毎秒0.11m<sup>3</sup>)と想定したほか、平成27年度の1日平均給水量を26万8100m<sup>3</sup>、同年度の1日最大給水量を33万9000m<sup>3</sup>と想定した。

そして、愛知県は、本件調査において、安定供給可能量(近2/20)について、水資源開発施設からの供給可能量を、平成8年度の供給可能水量である毎秒2.593m<sup>3</sup>とし、自流及び地下水からの供給可能量を、平成13年から平成15年までの平均値である毎秒0.961m<sup>3</sup>とした上で、その他水系からの供給可能量である毎秒0.009m<sup>3</sup>を足して、毎秒3.563m<sup>3</sup>と算定し、設楽ダムから水道用水の供給を受けなければ、安定供給可能量(近2/20)(1日に約27万5000m<sup>3</sup>の供給が可能)が上記の需要想定値を下回ることになるが、設楽ダムからの水道用水の供給を受ければ、安定供給可能量(近2/20)は毎秒4.416m<sup>3</sup>となり、上記の想定値と均衡するとされた。(以上につき、乙18、19、24、弁論の全趣旨)

#### ウ 豊川水系フルプランの策定及び本件設定申請

国土交通大臣は、平成18年2月、本件調査の結果等を踏まえ、第1次計画を全面変更して、豊川水系フルプラン（豊川水系における水資源開発基本計画（第2次計画））を定めた。豊川水系フルプランにおいては、平成27年度の豊川用水地域の水道用水の需要を毎秒約4.5m<sup>3</sup>と見込み、近年の降雨状況等を踏まえ、地域の実情に即した安定的な水の利用を可能にするため、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び新規水資源開発を目的とする「多目的ダム」としての設楽ダムの建設が必要であるとされた。

被告知事は、平成20年1月22日付けで、水道用水の新規取水を受けることを目的として、特ダム法15条1項に基づき、設楽ダムの使用権の設定を申請（本件設定申請）した。（以上につき、乙9、16、17）

#### エ 設楽ダム基本計画の策定及び内容

本件設定申請を受けて、国土交通大臣は、設楽ダムの建設に関する基本計画を策定し、平成20年10月27日、これを告示した。同計画においては、①建設の目的として、i 洪水調節、ii 流水の正常な機能の維持、iii かんがい、iv 水道と定められ、iv水道については、愛知県東三河地域（豊川用水地域）の水道用水として新たに毎秒0.179m<sup>3</sup>の取水を可能とするものとされ（なお、設楽ダムは、豊川用水地域の他の水資源開発施設との統合的な運用が予定されているため、設楽ダムが建設された場合、上記の取水の規模を超えて、安定供給可能量（近2／20）が増加する。）、②規模及び型式として、堤高が129.0m、型式が重力式コンクリートダムとされ、③取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分として、i 洪水調節につき容量1900万m<sup>3</sup>、ii 流水の正常な機能の維持につき貯留量最大6000万m<sup>3</sup>、iii かんがいにつき貯留量最大700万m<sup>3</sup>、iv水道につき貯留量最大600万m<sup>3</sup>とされ、④水道用水に係るダム使用権の設定予定者は愛知県とされ、⑤建設費の用途別に定められた費用負担につき、水道用水に係る建設費負担金の額をダムの建設に要する費用の額に1000分

の 110 を乗じて得た額とし、建設に要する費用の概算額は 2070 億円、工期は昭和 53 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までとされた（なお、上記基本計画は、平成 28 年 9 月、建築に要する費用の概算額や工期が変更され、総事業費は約 2400 億円、工期を平成 38 年度（令和 8 年度）までとされた。）。（甲 3、乙 1、2）

5

#### 才 設楽ダムに係る再評価（本件再評価）の実施等

国土交通大臣は、平成 22 年 9 月、「できるだけダムに頼らない治水」を目指すため、国土交通省管轄公共事業の再評価の実施を指示した。これを受け、国土交通省中部地方整備局は、平成 26 年 3 月、設楽ダムについての再評価（本件再評価）を実施し、新規利水目的で設楽ダムを建設することにつき、豊川水系フルプランの数値の妥当性等を確認した上で、設楽ダムを含む治水対策案と設楽ダムを含まない治水対策案を立案し、利水計画実行のために最も適切な方法を検討し、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、全ての目的別の総合評価の結果が一致したとして、設楽ダムを建設することが最も有利であると評価した。（乙 31、32）

10

15

また、本件再評価に際し、被告知事から豊川用水地域の 5 市（新城市、豊川市、蒲郡市、田原市、豊橋市）の市長に対して河川法 16 条の 2 に準じて意見照会がされたところ、豊川用水地域の市長からは、「これまで幾度となく洪水や渇水の被害に見舞われてきた本市を含む豊川下流域にとって、設楽ダム建設は長年の悲願です。」（愛知県豊橋市長）、「本市においては、渇水による水不足や台風等による洪水の危険性に脅かされる状況が続いています。地域の人々の安心・安全な生活を実現し、地域の発展にも大きく寄与する設楽ダムの早期実現に向け、引き続き生活再建対策の着実な推進とともに、本体工事の早期着工について格別なご配慮をお願いいたします。」（愛知県豊川市長）、「本市は、豊川水系の末端に位置しており、

20

25

100%県水に依存しているため、少雨傾向の年には常に渇水が心配されております。また今夏（注：平成25年）の渇水は、本市においても配水管水圧調整や小中学校・保育園のプール使用の全面中止など節水対策を行い、市民生活に影響を与えました。」（愛知県蒲郡市長）、「設楽ダム建設は、過去幾度となく水不足や洪水に悩まされてきた東三河地域にとって、利水・治水の両面から安心・安全な生活を実現するための悲願となっています。これまで新城市は水源地の自治体として、豊川の水量確保や水質保全、三河湾の浄化についても十分な配慮をお願いしてまいりました。今後とも、人々の暮らしを守り、活力に満ちた東三河地域の発展に貢献する設楽ダムの早期実現に向けて、建設事業と生活再建対策の着実な推進をお願いします。」（愛知県新城市長）、「当市は、農業産地として日本の食を支えており、それには水の安定供給が欠かせません。今夏（注：平成25年）の水不足では、農業関係者のみならず、市民は大変不安な思いをし、早期建設を望む声が強くなっています。」（愛知県田原市長）などの意見が述べられた。

（乙33～37）

#### カ 新水道ビジョンの策定

厚生労働省健康局は、平成25年3月、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、取組の目指すべき方向性やその実現方策等を提示すべく、新水道ビジョンを策定した。これによれば、日本の人口は平成22年頃を最大値（1億2806万人）として減少傾向にあり、それに伴って給水人口や給水量の減少が見込まれるとした上で、将来の水道の事業環境について、2060年（令和42年）には平成25年と比較して日本の人口が3割程度減少することに伴って水需要も4割程度減少すると推計されるため、人口減少を踏まえた水道施設の再構築の方策を検討する必要があるとする一方、ダム等の水資源関連開発施設においては、近年の少雨化や降雨量の大幅な変動によって、渇水の影響を受けるなど、利水の安定性の

確保について一定の懸念があることから、安定的な水源の確保に関する取組も進められていると指摘している。(甲 2 3)

#### キ 國土審議会への諮詢及びその答申

国土交通省の諮詢機関である國土審議会は、平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日、  
5 国土交通省から「今後の水資源政策のあり方について」の諮詢を受け、國  
土審議会は水資源開発分科会にこれを付託し、同分科会は、平成 2 7 年 3  
月 2 7 日、今後の水資源政策においては、安全で安心できる水を確保し、  
その水を安定して利用することができる仕組みを構築するため、従来の需  
要主導型の「水資源開発の促進」から、リスク管理型の「水の安定供給」  
10 へと進化させ、いかなる事態が生じても、柔軟、臨機、包括的に対処する  
ことができるよう、幅を持った社会システムを構築することが求められて  
おり、気候変動に伴う降水形態の変化等により、今後、渴水や洪水のリス  
クが高まることが予想されることからすると、そのリスクに柔軟に対応す  
べく、水供給のシステム全体を再検討する必要があるなどと答申した。(乙  
15 3 8, 3 9)

また、國土審議会は、平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日、國土交通省から「リス  
ク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」  
の諮詢を受け、平成 2 9 年 5 月 1 2 日、新たな水資源開発基本計画（フル  
プラン）では、水需給バランス確保に加え、地震等の大規模災害、水イン  
フラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渴水等、発生頻度は低いもの  
20 の水供給に影響の大きいリスクに対しても最低限必要な水を確保すること  
を新たな供給の目標とすべきであり、現在は水需要の増大は概ね終息し  
ているものの、その見通しに当たっては、人口減少社会の到来、世帯構造  
及び生活習慣の変化や節水機器の普及、グローバルな経済動向の変化等の  
不確定要素があり、予測期間が長期になればブレ幅が大きくなる上、水資  
源開発施設の供給可能量は、降水量の変動幅の増大、積雪量の減少、融雪

の早期化等の要因によって、計画時点よりも低下しており、気候変動の影響により今後更に低下する可能性もあるため、定期的に、水需給のバランスを点検し、対応策の見直しを行う必要があるなどと答申した。(乙40, 41)

5 ク 豊川用水地域における給水量の推移及び将来人口の推計

豊川用水地域の平成15年度から平成27年度までの1日平均給水量及び1日最大給水量の推移並びに本件調査における想定値との比較は、別紙「給水量の推移」のとおりであり、1日平均給水量は上記想定値（26万8100m<sup>3</sup>）の9割前後、1日最大給水量は上記想定値（33万9000m<sup>3</sup>）の8割前後で推移し、平成27年度の1日平均給水量は23万1700m<sup>3</sup>（上記想定値比86%）、1日最大給水量は約27万m<sup>3</sup>（上記想定値比80%）であった（甲6、乙24）。

また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（将来人口推計）によれば、豊川用水地域である豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市及び新城市的合計人口は、平成27年と比較して、20年後には約1割減少し、30年後には約1割5分減少するとされており、上記5市の水道事業経営戦略等においても水道用水需要の減少が予想されている。（甲24、39～43）

ケ 豊川用水地域における渇水の実情

豊川用水地域は、昭和43年に豊川用水が通水を開始してから毎年のように渇水が発生しており、豊川総合用水事業が完成した平成14年3月以降においても、渇水により、①同年6月28日から同年7月12日まで及び同年8月29日から同年10月8日までの間に最大25%の取水制限、②平成17年6月15日から同年8月26日までの間に最大20%の取水制限、③平成25年7月26日から同年9月18日までの間に最大28%の取水制限、④平成26年7月2日から同月11日までの間に5%の

取水制限、⑤平成31年4月12日から令和元年6月18日までの間に最大15%の取水制限が行われており、中部圏において最も水需要が切迫している地域であるとされている。(甲18、33、乙11~13)

平成25年には、宇連ダムや大島ダム等の総貯水量が20%を切る程度にまで減少し、愛知県蒲郡市内では、小中学校及び保育園のプールの利用中止等の措置が採られ、高台では水が出にくくなるなどしており、同県豊川市内でも、プールの利用中止や福祉施設の入浴中止等の措置が採られた。

(乙13)

コ 豊川用水地域における降水量の推移

豊川用水地域である新城市作手に設置されているアメダス観測所で観測された降水量は、豊川総合用水事業が完成した平成14年から平成30年までの間、別紙「降水量の推移」のとおりに推移しており、最も降水量が多くかった平成15年と最も降水量が少なかった平成25年とでは、3倍以上の差がある。(甲19、乙11)

(3) 上記認定事実に基づく検討

ア まず、前記(1)エで述べたとおり、被告知事は、本件設定申請の取下げの判断に当たり、長期にわたる水の需要の予測や供給能力の評価等を行う必要があり、その予測や評価に当たっては、渇水の発生や予測を上回る給水人口の増加等の事態が発生しても水の安定的な供給を行えるよう、ある程度の余裕を見込みつつ、水の需要及び供給能力等の実績値の変化や傾向だけではなく、将来の人口、経済の状況、現有水源の状況、渇水発生の状況等といった専門技術的なものも含めて将来の予測困難な事情をも考慮する必要があるから、その判断は、被告知事の合理的な裁量に委ねられているものというべきであり、これが著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合に限り、被告企業庁長による本件負担金の支出が財務会計法規上違法となると解する

のが相当である。

イ この点につき、愛知県は、平成17年頃、設楽ダムから水道用水の供給を受ける必要があるかについて検討する目的で、平成27年度を目標年度とする本件調査を行ったところ（前提事実(2)ウ），同年度の1日最大給水量（27万m<sup>3</sup>）は、本件調査で想定された数値（33万9000m<sup>3</sup>）に達しておらず、本件調査で設楽ダムから水道用水の供給を受けなくとも安定供給可能であるとされた水量（1日当たり約27万5000m<sup>3</sup>）を下回っている（前記認定事実イ及びク）。また、厚生労働省健康局が平成25年3月に策定した新水道ビジョンにおいては、将来の水道の事業環境について、人口の減少に伴って水需要も減少するとの見通しが示されている（同カ）ほか、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（将来人口推計）によれば、豊川用水地域である豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市及び新城市の合計人口は、平成27年と比較して、20年後には約1割減少し、30年後には約1割5分減少するとされており（同ク），人口推計のみをみると、原告らが主張するとおり、今後、豊川用水地域の給水人口や給水量が減少していくことが予想される。

もっとも、水需要の動向としては、人口の増減だけではなく、商業施設やリゾート開発、産業用地の誘致等による社会経済活動によっても左右されるものであるところ、別紙「給水量の推移」をみても、平成15年度から平成27年度までの1日最大給水量は年度によって多少の増減があり、平成21年を除く平成15年から平成24年までは27万5000m<sup>3</sup>を超えており、目標年度である平成27年度における現実の1日最大給水量（27万0000m<sup>3</sup>）が、本件調査において設楽ダムから水道用水の供給を受けなくとも安定供給が可能であるとされた水量（27万5000m<sup>3</sup>）を下回ったことをもって、直ちに設楽ダムから水道用水の供給を

受ける必要性が否定されるものではない。

加えて、前記アのとおり、長期にわたる水の需要の予測や供給能力の評価等に当たっては、降水量の減少等による渇水の発生や予測を上回る給水人口の増加等の事態が発生しても水の安定的な供給が可能となるよう、ある程度の余裕を見込みつつ、水の需要及び供給能力等の実績値の変化や傾向だけではなく、将来の人口、経済の状況、現有水源の状況、渇水発生の状況等といった専門技術的なものも含めて将来の予測困難な事情をも考慮する必要があるところ、厚生労働省健康局が平成25年3月に策定した新水道ビジョンのほか、国土交通省の諮問機関である国土審議会の水資源開発分科会が今後の水資源政策に関して平成27年3月に行った答申や、国土審議会が新たな水資源開発基本計画に関して平成29年5月に行った答申においては、いずれも近時の気候変動に伴う少雨化や降水量の大幅な変動を受けた利水の安定性の確保が指摘され、ダム等の水資源開発施設における安定的な水源の確保に向けた取組が進められていることや、同施設の供給可能量の低下に対する対応策の必要があることが述べられているのである（同力及びキ）。現に、平成14年から平成30年までの豊川用水地域周辺の降水量は、別紙「降水量の推移」のとおり年度によって相当の差があり、特に降水量が少なかった平成25年度には、宇連ダムや大島ダム等の総貯水量が20%を切る程度にまで減少し、同年7月26日から同年9月18日までの間、最大28%の取水制限が行われ、蒲郡市内では、小中学校及び保育園のプールの利用中止等の措置が採られ、高台では水が出にくくなるなどしており、豊川市内でも、プールの利用中止や福祉施設の入浴中止等の措置が採られており、その他の年度においても、複数回にわたり、取水制限が行われるなどしている（同ケ）。また、平成26年3月に行われた設楽ダムの再評価（本件再評価）においても、豊川用水地域の5市の市長からは、いずれも設楽ダムから水道用水の供給を受けることを



求める旨の意見が述べられており（同オ），さらに，国土審議会の水資源開発分科会は，平成27年3月の答申において，今後の水資源政策について，従来の需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと進化させ，いかなる事態が生じても，柔軟，臨機，包括的に対処することができるよう，幅を持った社会システムを構築することが求められるとし，気候変動に伴う降水形態の変化等により，今後，渇水や洪水のリスクが高まることが予想されることからすると，そのリスクに柔軟に対応すべく，水供給のシステム全体を再検討する必要があるなどと述べているのである（同キ）。

ウ このような人口の増減以外の水需要の動向に与える影響や，長期にわたる水の需要の予測や供給能力の評価等として考慮すべき事情，殊に近時の気候変動に伴う利水の安定性の確保のほか，降水量の推移や渇水発生の頻度，今後の我が国の水資源政策の方向性に照らすと，豊川用水地域の水需要が本件調査の想定よりも低調に推移していることや今後も給水人口が減少することが見込まれることを踏まえても，被告知事が同地域における将来の渇水や安定的な水道用水の供給に対応するために本件設定申請を取り下げないことが，その裁量権の行使として著しく合理性を欠き，そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとはいえないというべきである。

エ(ア) これに対し，原告らは，平成14，17，25，26の各年度と令和元年度の取水制限は，いずれも，配水圧の減圧調整がされたのみであって断水には至っておらず，愛知県が水道供給事業者として行うべき水道法上の義務は果たされており，また，自然物である水を利用する事業である以上，渇水時に取水制限等の節水のための措置が採られるることは当然のことであって，そのような措置が講じられたからといって，安定供給ができていなかつたことにはならないから，設楽ダムから水道用水の

供給を受ける必要があることにはならないと主張する。

しかし、前記(1)エで述べたとおり、愛知県は、水道用水供給事業者として、その事業の基盤の強化に努める責務を負うとともに、地方公共団体として、水道の基盤の強化に関する施策を策定し、渇水によって住民の生活に影響が生ずることがないように努める責務を負っており、ダム使用権の設定の申請は、これらの責務を全うするために行われるものである。そして、豊川用水地域においては、豊川総合用水事業が完成した平成14年度以降も取水制限が複数回行われているところ、原告らの主張するとおり、上記の取水制限においては、既存のダム（大島ダムや宇連ダム）の貯水量が一定程度保たれており、これが予防的取水制限であって配水圧の減圧調整にとどまるものであったとしても、住民の生活に一定の影響が生じたことは否定できず、少なくとも平成25年度の取水制限においては地域住民の生活に具体的な影響が生じている。さらに、厚生労働省健康局が策定した新水道ビジョンや国土審議会の答申においても、近年の気候変動等を受けた渇水の危険性等の水供給システムのリスクに対する対策の必要性が指摘されることなどからすれば、今後、豊川用水地域において、平成25年度と同程度かそれ以上の渇水が発生する可能性を否定することもできないというべきである。

以上からすると、被告知事において、豊川用水地域における給水人口や給水量が減少する傾向にあり、本件負担金の支払による財政支出の負担等が生ずるとしても、平成25年度と同程度かそれ以上の渇水が発生する可能性を考慮し、その場合にも住民の生活に影響が生じないようにするため、本件設定申請を取り下げないことが、愛知県の上記責務を全うする上で著しく合理性を欠き、予算執行の見地から適正確保の見地から看過し得ないものであるとはいえない。

(イ) また、原告らは、厚生労働省健康局が策定した新水道ビジョンにおい

て、今後の人口減少に伴う給水量の減少に対応するため、老朽化施設の縮小等を図る必要があると指摘されており、豊川用水地域においては、今後、人口減少に伴って水需要が更に減少することが予想されているから、設楽ダムから水道用水の供給を受ける必要がないことは明らかであると主張する。

5

しかし、前記イのとおり、人口推計のみをみると、今後、豊川用水地域の水需要が減少することが予想されるものの、前記認定事実のとおり、新水道ビジョンにおいても、人口減少を踏まえた水道施設の再構築の方策を検討する必要があると指摘する一方で、水道用水の給源となるダム等の水資源開発施設については、近年の少雨化や降雨量の大幅な変動によって渇水の影響を受けるなど、利水の安定性の確保について一定の懸念があることから、安定的な水源の確保に関する取組も進められているなどと指摘されているのであるから、給水人口や給水量の減少を前提としても、近年の気候変動による渇水の危険性を考慮し、ダム等の水資源開発施設を新設する方向性自体が否定されているものではない。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計において、今後、豊川用水地域の人口の減少が予想され、豊川用水地域の五つの市の水道事業経営戦略等でも水道用水需要の減少が予想されている（前記認定事実ク）が、水需要は、今後の商業施設やリゾート開発、産業用地の誘致等の要因でも変動し得、その予測には不確定要素が多く、また、水資源開発施設の整備には長い期間が必要となるから、水需要についても、ある程度の不確定要素にも対処し得る計画を立てることが必要である上、水の供給量についても、上記のとおり、近年の気候変動等により渇水の危険性が高まっていることが指摘されるなど、不確定要素がより増大しているから、今後、豊川用水地域の人口が減少することが予想されていることを踏まえても、被告知事が本件設定申請を取り下げないことが著し

10

15

20

25

く合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであるとはいえない。

なお、原告らは、豊川水系では、現在、工業用水の一部（牟呂松原頭首工と大野頭首工の一部）が使用されておらず、その水を水道用水として利用することができるから、水量には相当の余剰があるとも主張するが、その水は、本来、工業用水として利用することが想定されており、今後、工業用水として利用することもあり得るから、被告知事が、その水を水道用水に転用する判断をせずに、本件設定申請を維持することが不合理であるとはいえない。

(ウ) さらに、原告らは、本件調査について、①平成27年度の豊川用水地域の1日最大取水量の算出に当たり、浄送水ロス率を10%，水路ロス率を5%としたことについて、水道施設設計指針（甲38、乙45）において、取水から浄水処理までの損失水量等を考慮して10%程度の安全を見込むこととされていることから、水路ロスは浄送水ロス率10%に含まれている、②近10年（平成6年～平成15年）の下位3か年平均値により負荷率を79.1%と設定したことについて、負荷率は上昇傾向にあり、平成15年度の実績値は85.5%であり、その後も85%を超える数値で推移しているから、負荷率を79.1%とした想定は過小であり、それにより1日最大給水量が高く想定された旨主張する。

この点につき、本件調査において設定された平成27年度の負荷率及び利用量率について、これを実績値と比較すると、負荷率については、平成4年度以降は、平成7年度（78.4%）を除いていずれも80%を超えており、平成11～15年度では概ね85%前後に達し、平成27年度も85.8%であったものであり、利用量率についても、昭和55年度から平成15年度までの間に98%を下回ったのは昭和55年度（97.4%）のみであり、その傾向は平成11～15年度でも同様

であることが認められ（甲5、乙19），これらを前提とすると，平成27年度の負荷率（79.1%）及び利用量率（92.3%）が相当に安全側に考慮した保守的なものであることは否定できない。

しかし，まず，①につき，前記イのとおり，豊川用水地域においては，  
5 渴水が相当回数にわたって発生するなど地域住民の生活に影響が生じ，  
今後，気候変動等により渴水発生の危険性が増大することが指摘されて  
いる上に，国土審議会の水資源開発分科会においても，今後の水資源政  
策を従来の需要主導型からリスク管理型へと進化させ，いかなる事態に  
も柔軟，臨機，包括的に対処することができるよう，幅を持った社会シ  
ステムを構築することが求められると答申するに至っていることから  
10 すれば，本件調査における水道用水の需要想定値（1日最大取水量）の  
算出に当たって，ロス率を保守的に見積もっていたことが合理性に欠け  
るものであるとはいえない。さらに，この点を指いても，証拠（甲13  
の2、乙11、57、58）及び弁論の全趣旨によれば，i 水路ロスとは，河川等で取水した水が浄水場に到達するまでに発生するロスであり，  
15 ii 浄送水ロスとは，浄水場に到達した水が水道事業者に到達するまでに  
発生するロスであり，河川等から取水した水が直接浄水場に取り込まれ，  
水道施設によって浄化され水道事業者に供給される場合には，浄送水ロ  
スのみを考慮すれば足りるが，設楽ダムについては，一旦，河川等の水  
20 を独立行政法人水資源機構が管理している豊川の頭首口（取水堰）から  
豊川用水（幹線水路）に取り入れた上で，豊川用水の水を水道施設の管  
理者である愛知県企業庁が取水し，県営浄水場に取り入れ，これを浄化  
して水道事業者に供給するものであることが認められ，この場合には，  
豊川用水（幹線水路）において水路ロスについて考慮する必要があるこ  
25 とは否定できない。そして，i 水路ロスについては，豊川用水（幹線水路）につき，独立行政法人水資源機構が作成した「豊川用水施設等に關

5

10

15

20

25

する施設管理規程」(昭和43年3月8日愛公規程第186号)において水路ロス率を5%として考慮しているものであり(乙57), 豊川用水(幹線水路)を流下する段階で発生するロス(水路ロス)を5%としたことが合理性に欠けるものとはいえない。また, ii)浄送水ロスについても, 日本水道協会が作成した水道施設設計指針においては, 計画取水量につき計画1日最大給水量に10%程度の安全を見込んで決定することを標準とすると記載されており, これは, 損失水量には取水地点から浄水場に至る各施設からの漏水や浄水処理過程における作業用水, スラッジ, 蒸発によるものなどがあり, その水量は, 各施設の状況や浄水処理の方法等によって異なるとされ, 安全を見込む程度は10%程度と幅をもって示されている(乙38, 45, 52)ところ, 乙52号証及び弁論の全趣旨によれば, 水道施設設計指針は, 水道法5条4項の規定に基づいて制定された「水道施設の技術的基準を定める省令」に伴って改訂され, 当該技術的基準に関する指針を記載しているものであることが認められるのであり, このような記載の対象となる事項(水道施設)や, 被告らの主張のとおり, 水路ロス率は, 河川等から取水した水が直接浄水場に取り込まれる場合には考慮されることではなく, 一旦取水堰から豊川用水に取り入れられて流下し, そこから県営浄水場に取り入れられることを考慮して設定されるものであることからすれば, 水道施設設計指針に記載されたロス率は, 水道施設に関するロス率, すなわち浄送水ロス率を指すものと解するのが合理的である。さらに, 甲13号証の2によれば, 本件調査における利用量率の算定に当たっては, 送水管や浄水場の漏水だけでなく, 施設の維持管理のために必要となる作業用水(沈殿池からの排泥, 濾過池の逆流洗浄, 近年の珪藻類の発生に伴う洗浄, 塗装片の剥離といった管路の経年劣化の対応等に必要な水量), 将来の水質変動及び施設の老朽化等を考慮し, その際, 県営浄水場における

る平成15年度実績値の日最大浄送水ロス率が3.3～11.8%であり、高いロス率が5～8日間連続で発生したことも考慮して浄送水ロス率として10%としたことが認められるから、水路ロス率を5%とし、これとは別に浄送水ロス率を10%としたことが不合理であるとはいえない。

以上からすれば、平成27年度の豊川用水地域の1日最大取水量（水道用水の需要想定値）の算出に当たり、浄送水ロス率を10%，水路ロス率を5%としたことが不合理であるとはいえない。

次に、②についても、負荷率は、1日最大給水量に対する1日平均給水量の比率であり、供給量の変動の大きさを示すものであって、都市の規模によって変化するほか、都市の性格、気象条件等によっても左右され、過去の実績値や気象、渇水等による変動条件にも十分留意して設定するものとされており（乙45），気象条件による渇水等の影響を考慮し、安定供給の観点から保守的な値を設定することが合理性に欠けるものということはできない。そして、豊川用水地域については、別紙「給水量の推移」のとおり、1日最大給水量も年度により増減しているのであり、将来的に1日最大給水量が増加する可能性もあることからすれば、上記の負荷率を前提として1日最大給水量を想定することが不合理であるともいえず、少なくとも、上記の負荷率の設定が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとはいえない。

したがって、原告らの主張はいずれも採用することができない。

オ 以上によれば、被告知事が本件設定申請を取り下げないことが、その裁量権の行使として著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとはいえない。そして、その他に、設楽ダムの建設費負担金に係る国土交通大臣の納付通知が著しく合理性

を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存することを認めるに足りる的確な事情もないから、被告企業庁長による本件負担金の支出が財務会計法規上違法であるとはいえず、被告企業庁長に対し本件負担金の支出の差止めを求める請求は理由がない。

5 第4 結論

よって、本件訴えのうち被告知事が設楽ダムの水道用水に係るダム使用権の設定の申請を取り下げないことが違法であることの確認を求める部分は不適法であるからこれを却下し、原告らのその余の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

10

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 日 置 朋 弘

15

裁判官 佐 久 間 隆

20

裁判官 若 林 慶 浩

## 別紙 関係法令の定め

### 第1 特定多目的ダム法（以下「特ダム法」という。）

#### 1 2条（定義）

##### (1) 1項

この法律において「多目的ダム」とは、国土交通大臣が河川法9条1項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道の用（以下「特定用途」という。）に供されるものをいい、余水路、副ダムその他ダムと一体となってその効用を全うする施設又は工作物（もっぱら特定用途に供されるものを除く。）を含むものとする。

##### (2) 2項

この法律において「ダム使用権」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。

#### 2 3条（特定用途のための流水占用の制限）

多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供する者は、河川法23条の規定による流水の占用の許可又は同法23条の2の規定による流水の占用の登録によって生ずる権利（括弧内省略）を有するほか、ダム使用権を有する者（以下「ダム使用権者」という。）でなければならない。

#### 3 4条（基本計画）

##### (1) 1項

国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

##### (2) 2項

基本計画には、新築しようとする多目的ダムに関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 1号 建設の目的

イ 2号 位置及び名称

ウ 3号 規模及び型式

エ 4号 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

オ 5号 ダム使用権の設定予定者

カ 6号 建設に要する費用及びその負担に関する事項

キ 7号 工期

ク 8号 その他建設に関する基本的事項

(3) 3項 省略

(4) 4項

国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用権の設定予定者の意見をきかなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ。

(5) 5項 省略

4 5条 (ダム使用権の設定予定者の要件)

ダム使用権の設定予定者は、ダム使用権の設定を申請した者で、15条2項各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

5 7条 (建設費の負担)

(1) 1項

ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによって得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額並びに多目的ダムの建設に要する費用の

財源の一部に借入金が充てられる場合においては、支払うべき利息の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

(2) 2項

5 多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

6 10条

(1) 1項

10 専用の施設を新設し、又は拡張して、新築される多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者は、多目的ダムの建設に要する費用につき当該用途について7条1項に規定する方法と同一の方法により算出した額のうち10分の1以内で政令で定める割合の額及びその額に対応する建設期間中の利息の額を合算した額の負担金を負担しなければならない。

15 (2) 2, 3項 省略

7 12条 (建設費負担金の還付)

15 ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され、又は取り下げられたときは、その者がすでに納付した7条1項の負担金を還付するものとする。ただし、国土交通大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が定められるまでその還付を停止することができる。

20 8 13条 (ダム使用権設定前の多目的ダムの利用)

ダム使用権の設定予定者は、3条の規定にかかわらず、ダム使用権の設定を受ける前に、国土交通大臣の許可を受けて、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供することができる。

25 9 15条 (設定の要件)

(1) 1項

ダム使用権は、国土交通大臣が、流水を特定用途に供しようとする者の申請によって設定する。

(2) 2項

国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件に適合すると認めた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

ア 1号

申請人が多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該特定用途に供することが、河川の総合開発の目的に適合すること。

イ 2号

申請人が、流水を当該特定用途に供することについて、及び流水を当該特定用途に供することによって當もうとする事業について必要な行政庁の許可、認可その他の処分を受けていること又は受ける見込が十分であること。

10 16条（設定の申請の却下）

(1) 1項

国土交通大臣は、基本計画を作成したときは、基本計画にダム使用権の設定予定者として定められた者以外の者の設定の申請を却下することができる。

(2) 2項

国土交通大臣は、次の各号の一に該当すると認めたときは、ダム使用権の設定予定者の設定の申請を却下しなければならない。

ア 1号

ダム使用権の設定予定者が、前条2項の要件を備えなくなったとき。

イ 2号

7条1項の負担金を納付しないとき。

ウ 3号

基本計画を廃止したとき。

11 17条（設定）

国土交通大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。

12 20条（性質）

ダム使用権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

第2 特定多目的ダム法施行令（以下「特ダム法施行令」という。）

1 1条の2（特定多目的ダム法（以下、本項目において「法」という。）7条1項の負担金の額の算出方法）

(1) 1項

法7条1項の負担金の額は、多目的ダム（法2条1項に規定する多目的ダムをいう。以下同じ。）の建設に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、多目的ダムの建設工事に関する事業（以下「事業」という。）の縮小に係る不要支出額が含まれるときは、当該額を控除した額。4項、6条の2、8条2項及び10条1項を除き、以下同じ。）に基本計画（法4条1項に規定する基本計画をいう。以下同じ。）で定めたダム使用権（法2条2項に規定するダム使用権をいう。以下同じ。）の設定予定者の負担割合（分離費用身替り妥当支出法を基準として算定する割合をいう。以下この条及び7条において同じ。）を乗じて得た額並びに当該ダム使用権の設定につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とする。

(2) 2項

事業が縮小された場合（特定用途（法2条1項に規定する特定用途をいう。以下この条において同じ。）に係る部分の縮小又は事業からの撤退（ダム使

用権の設定の申請が取り下げられ、又は法16条2項1号若しくは2号に該当するとして却下されることをいう。以下同じ。) があった場合に限る。)において、特定用途に係る部分を縮小したダム使用権の設定予定者が負担する法7条1項の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とし、事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が負担する法7条1項の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

#### ア 1号

特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあった場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が2以上あるときは、当該合算した額に、当該2以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

#### イ 当該事業の縮小に係る不要支出額

ロ 当該事業の縮小後において、多目的ダムの建設に要する費用の額に消費税及び地方消費税に相当する額から国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額に洪水等による災害の発生の防止若しくは軽減又は流水の正常な機能の維持若しくは増進のための用途（以下この条及び6条の2第2項において「治水関係用途」という。）に係る負担割合を乗じて得た額が、当該治水関係用途に係

る投資可能限度額を超えるときには当該超える額、当該投資可能限度額を超えないときには零

ハ 当該事業の縮小後において、流水を特定用途に供するダム使用権の設定予定者の前項の規定により算出した額からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該ダム使用権の設定予定者の投資可能限度額（当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額）を超えるときには当該超える額（投資可能限度額を超えるダム使用権の設定予定者が2以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該投資可能限度額を超えないときには零

イ 2号 省略

(3) 3～5項 省略

2 9条（法7条1項の負担金の納付の方法及び期限等）

(1) 1項

法7条1項の負担金の納付の方法及び期限は、負担金の区分に応じ、次に定めるところによる。

ア 1号

次号に掲げる負担金以外の負担金は、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期限までに納付すること。

イ 2号

事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が負担すべき負担金の額として1条の2第2項又は4項の規定により算出した額が、当該者が事業からの撤退をする前に既に納付した法7条1項の負担金の額を超える場合における当該超える額に相当する負担金は、当該事業からの撤退後に

国土交通大臣が定めるところにより納付すること。

(2) 2 項

国土交通大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく、前項第1号に掲げる負担金について精算しなければならない。

3 12条（法10条1項の政令で定める割合）

法10条1項の政令で定める割合は、10分の1とする。

4 14条（法12条の還付金の額）

法12条の規定により還付する既に納付した法7条1項の負担金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

10 (1) 1号

次号に掲げる場合以外の場合 ダム使用権の設定予定者が既に納付した法7条1項の負担金の全額

(2) 2号

ダム使用権の設定予定者の事業からの撤退により当該事業が縮小され、又は当該事業に係る基本計画が廃止されたときに当該者に還付する場合 当該者が既に納付した法7条1項の負担金の額から当該者について1条の2第2項又は4項の規定により算出した額を控除した額（当該者が既に納付した法7条1項の負担金の額が1条の2第2項又は4項の規定により算出した額を超えない場合にあっては零）

20

第3 特定多目的ダム法施行規則（以下「特ダム法施行規則」という。）7条（ダム使用権の設定の申請）

1 1項

ダム使用権の設定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

25 (1) 1号 ダム使用権の設定を受けようとする目的

- (2) 2号 多目的ダムの位置及び名称  
(3) 3号 ダム使用権により貯留を確保しようとする流水の最高及び最低の水位並びに量

2 2項

5 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 1号 流水の占用の計画を示す書類（イ～ハ省略）  
(2) 2号 工程表  
(3) 3号 工事費概算書（括弧内省略）  
10 (4) 4号 身替り建設費及び妥当投資額の計算書  
(5) 5号 流水を当該特定用途に供することについて、及び流水を当該特定用途に供することによって営もうとする事業について必要な行政庁（国土交通大臣を除く。）の許可、認可その他の処分を受けていること又は受ける見込みが十分であることを示す書類  
15 (6) 6号 計画一覧図（以下省略）  
(7) 7号 主要構造図（以下省略）  
(8) 8号 その他参考となるべき書類及び図面

第4 河川法

20 1 9条（一級河川の管理）1項

一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 16条の2（河川整備計画）

(1) 1項

25 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

(2) 2項

河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

(3) 3, 4項 省略

(4) 5項

河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。

(5) 6, 7項 省略

3 23条（流水の占用の許可）

河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

第5 水資源開発促進法

1 1条（目的）

この法律は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まって、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もって国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 4条（水資源開発基本計画）1項

国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画（括弧内省略）を決定しなければならない。  
5

## 第6 水道法

### 1 1条（この法律の目的）

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。  
10

### 2 2条（責務）1項

国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。  
15

### 3 2条の2

(1) 1項 省略

(2) 2項

都道府県は、その区域の自然的社會的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等（水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。）の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。  
20

(3) 3項 省略

(4) 4項

水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、  
その事業の基盤の強化に努めなければならない。

#### 4 3条（用語の定義）

- (1) 1～3項 省略
- (2) 4項

この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に  
対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の  
設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

- (3) 5～7項 省略
- (4) 8項

この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、  
導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の  
施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつ  
て、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属  
するものをいう。

- (5) 9～12項 省略

#### 5 5条（施設基準）

- (1) 1項

水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施  
設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部  
を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるもので  
なければならない。

（各号 省略）

- (2) 2, 3項 省略
- (3) 4項

前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚

生労働省令で定める。

## 第7 地方財政法

### 1 10条の2 (国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費)

5 地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

(1号～6号省略)

### 2 17条の2 (地方公共団体の負担金) 第1項

10 国が10条の2及び10条の3に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額（括弧内省略）を国に対して支出するものとする。

## 第8 地方公営企業法

### 1 2条 (この法律の適用を受ける企業の範囲) 1項

この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

(1) 1号 水道事業（簡易水道事業を除く。）

20 (2) 2号 工業用水道事業

(3) 3～7号 省略

### 2 3条 (経営の基本原則)

地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

### 25 3 7条 (管理者の設置)

地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させる

ため、2条1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものとする。

4 7条の2（管理者の選任及び身分取扱い）1項

管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

5 8条（管理者の地位及び権限）1項

管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 1号 予算を調整すること。

(2) 2号 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。

(3) 3号 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。

(4) 4号 地方自治法14条3項並びに228条2項及び3項に規定する過料を科すること。

6 9条（管理者の担任する事務）

管理者は、前条の規定に基いて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担任する。

(1) 1号～10号 省略

(2) 11号 出納その他の会計事務を行うこと。

(3) 12, 13号 省略

(4) 14号 当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分で政令で

定めるものを受けすこと。

(5) 15号 省略

7 10条 (企業管理規程)

管理者は、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則又はその機関の定める規則に違反しない限りにおいて、業務に関し管理規程（以下「企業管理規程」という。）を制定することができる。

8 16条 (管理者と地方公共団体の長との関係)

地方公共団体の長は、当該地方公共団体の住民の福祉に重大な影響がある地方公営企業の業務の執行に関しその福祉を確保するため必要があるとき、又は当該管理者以外の地方公共団体の機関の権限に属する事務の執行と当該地方公営企業の業務の執行との間の調整を図るため必要があるときは、当該管理者に対し、当該地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができる。

9 20条 (計理の方法)

(1) 1項

地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

(2) 2項

地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

(3) 3項

前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

## 第9 地方公営企業法施行令8条の3（管理者の担任する事務）

地方公営企業法9条14号に規定する許可、認可、免許その他の処分で政令で定めるものは、それらの処分で内閣府設置法（括弧内省略）43条及び57条（括弧内省略）並びに宮内庁法17条1項並びに国家行政組織法（括弧内省略）9条に規定する地方支分部局の長又は地方公共団体の長の権限に属するものとする。

## 第10 地方公営企業法施行規則2条（会計規程）

### 1 1項

地方公営企業の管理者は、地方公営企業法（括弧内省略）10条の規定による企業管理規程で当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めなければならない。

### 2 2項

前項の会計規程は、地方公営企業法3条に規定する基本原則に鑑み、地方公営企業の能率的な運営と適正な経理に役立つように定めなければならない。

## 第11 愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号、乙7）1条

県民生活の向上と産業の振興を図るため、次に掲げる事業（以下「公営企業」という。）を設置する。

1号 水道事業

2号 工業用水道事業

3号 用地造成事業

## 第12 愛知県財務諸表作成基準（甲10）

### 1 1条（本基準の目的）

本基準は、一般会計及び特別会計（地方自治法（括弧内省略）209条1項に定める一般会計及び特別会計（地方公営企業法（括弧内省略）の全部又は一部の適用を受ける企業に係る特別会計を除く。）の財務諸表を作成するために必要な事項を定める。

5 2 条（用語の定義）（抜粋）

本基準における用語の定義は、次のとおりとする。

5号 資産

資産とは、過去の取引又は事象の結果として愛知県が支配する資源（括弧内省略）であって、それにより愛知県のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。

10 3 11条（固定資産）

固定資産は、資産のうち流動資産を除いたものをいい、事業用資産、インフラ資産、物品及び投資その他の資産に分類する。

15 4 12条（事業用資産）1項

地方自治法238条1項1号から5号までに定める公有財産のうち、インフラ資産に属するものを除いたものに、リース資産及びソフトウェアを加えたものを計上する。

第13 愛知県企業庁財務規程（昭和55年企業庁管理規程第14号。甲9）

20 1 1条（趣旨）

この規程は、企業庁の財務について必要な事項を定めるものとする。

2 2条（用語の定義）3号（固定資産）

次に掲げるもの（括弧内省略）をいう。

(1) イ 有形固定資産 ((イ)～(リ)省略)

(2) ロ 無形固定資産

ア (イ) ダム使用権

イ (口)～(リ) 省略

ウ (ヌ) 無形固定資産仮勘定 ((イ)から(チ)までに掲げる資産であつて事業の用  
に供するものを取得するために支出した金額をいう。)

エ (ル) 省略

5 (3) ハ 投資その他の資産 ((イ)～(ヘ)省略)

### 3 18条（科目）1項

経理は、予算科目及び別表第1に定める勘定科目に区分して行う。

### 4 別表第1（18条関係）勘定科目表（抜粋）

「資産」

款	項	目	節
固定資産	無形固定資産	無形固定資産仮勘定	ダム使用権仮勘定

\*10

別紙 給水量の推移

年度	1日平均給水量（想定値比較）	1日最大給水量（想定値比較）
平成15	24万6000m <sup>3</sup> (92%)	28万7800m <sup>3</sup> (85%)
平成16	24万9900m <sup>3</sup> (93%)	29万0500m <sup>3</sup> (86%)
平成17	24万8500m <sup>3</sup> (93%)	28万0800m <sup>3</sup> (83%)
平成18	24万8400m <sup>3</sup> (93%)	28万3600m <sup>3</sup> (84%)
平成19	24万8900m <sup>3</sup> (93%)	28万6800m <sup>3</sup> (85%)
平成20	24万6300m <sup>3</sup> (92%)	28万2500m <sup>3</sup> (83%)
平成21	24万1900m <sup>3</sup> (90%)	27万4900m <sup>3</sup> (81%)
平成22	24万2900m <sup>3</sup> (91%)	27万7300m <sup>3</sup> (82%)
平成23	24万0100m <sup>3</sup> (90%)	27万6000m <sup>3</sup> (81%)
平成24	23万9700m <sup>3</sup> (89%)	27万5100m <sup>3</sup> (81%)
平成25	23万6300m <sup>3</sup> (88%)	27万3100m <sup>3</sup> (80%)
平成26	23万2800m <sup>3</sup> (87%)	26万3000m <sup>3</sup> (78%)
平成27	23万1700m <sup>3</sup> (86%)	27万0000m <sup>3</sup> (80%)

※想定値比較は、本件調査における平成27年度の水道用水の需要想定値（1日平均給水量26万8100m<sup>3</sup>、1日最大給水量33万9000m<sup>3</sup>）に対する各年度の実績値の割合を示したものである。なお、小数点以下は四捨五入した。

別紙 降水量の推移（小数点以下四捨五入。最小と最大のものに下線を付した。）

年	5～8月の合計	6～8月の合計	7, 8月の合計
平成14年	643mm	504mm	311mm
平成15年	<u>1437mm</u>	<u>1229mm</u>	<u>1001mm</u>
平成16年	1167mm	803mm	383mm
平成17年	689mm	585mm	482mm
平成18年	1229mm	868mm	548mm
平成19年	1108mm	876mm	689mm
平成20年	1028mm	736mm	400mm
平成21年	1088mm	730mm	448mm
平成22年	1139mm	893mm	568mm
平成23年	1364mm	942mm	675mm
平成24年	849mm	777mm	410mm
平成25年	<u>470mm</u>	<u>323mm</u>	<u>164mm</u>
平成26年	777mm	609mm	549mm
平成27年	1109mm	971mm	826mm
平成28年	750mm	382mm	196mm
平成29年	868mm	781mm	504mm
平成30年	1173mm	795mm	562mm

以上

これは正本である。

令和4年3月24日

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 木 下

